

世田谷区公報

目次

条 例

- 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例 (40) 2
- 世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例 (41) 2
- 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (42) 3
- 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (43) ... 3
- 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例 (44) 3
- 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 (45) 3
- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (46) 3
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (47) 3
- 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (48) 4

規 則

- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則 (43)20
- 世田谷区非常勤職員規則の一部を改正する規則 (44)21
- 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (45)21
- 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 (46)21
- 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (47)21
- 世田谷区基準該当障害福祉サービス事業者及び基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則 (48)21
- 世田谷区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則 (49)21
- 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則 (50)22
- 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則 (51)26
- 世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則 (52)27
- 世田谷区建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (53)27

訓 令 甲

- 世田谷区住民基本台帳事務取扱規程の一部改正 (16)29

告 示

- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示 (393)29
- 道路法に基づく特別区道路線の供

- 用開始の告示 (394)29
- 建築基準法に基づく指定道路の変更の告示 (395)29
- 道路法に基づく車両の通行制限の設定の告示 (396)29
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (397)29
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (398)29
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (399)29
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (400)30
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (401)30
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示 (402)30
- 建築基準法に基づく指定道路の変更の告示 (403)30
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示 (404)30
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定、区管理道路線の区域決定の告示 (405) ...30
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定、区管理道路線の区域決定の告示 (406) ...30
- 世田谷区身体障害者福祉法の施行に関する規則、世田谷区知的障害者福祉法の施行に関する規則及び世田谷区児童福祉法の施行に関する規則に基づくやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準の一部を改正する告示 (407)30
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (408)30
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (409)31
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (410)31
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (411)31
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (412)31
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (413)31
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (414)31
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (415)31
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (416)31
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (417)31
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (418)32
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (419)32

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (420)32
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (421)32
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (422)32
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (423)32
- 令和元年第4回世田谷区議会定例会招集の告示 (450)32
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (424)32
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (425)32
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (426)32
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (427)32
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (428)33
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (429)33
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (430)33
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (431)33
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (432)33
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (433)33
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (434)33
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (435)33
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (436)33
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (437)34
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (438)34
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (439)34
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (440)34
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (441)34
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (442)34
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (443)34
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示 (444)34
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (445)34
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (446)35
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (447)35
- 世田谷区公共物管理条例施行規則

世田谷区公報

に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (448).....35	域変更及び供用開始の告示 (461).....36	告示(監) ○住民監査請求に係る監査の結果の公表 (30)39 正 誤 ○令和元年10月28日 (第386号).....42
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (449).....35	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (462).....36	
○建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示 (451).....35	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (463).....36	条 例
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (452).....35	○建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示 (464).....36	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (453).....35	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (465).....36	次に掲げる条例を公布する。 令和元年11月15日 世田谷区長 保 坂 展 人
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (454).....35	公 告	
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (455)35	○国土調査法に基づく地図及び簿冊の作成公告 (40)37	世田谷区条例第40号 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (456)36	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (41)37	
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (457)36	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (42)37	世田谷区条例第41号 世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例
○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示 (458).....36	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (43)37	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (459).....36	規 則(教)	世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示 (460).....36	○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則 (16)37	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (459).....36	○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (17) ...38	第1条 世田谷区立地区会館条例(昭和54年9月世田谷区条例第47号)の一部を次のように改正する。 別表第1の2の部世田谷区立梅丘地区会館の項中「東京都世田谷区梅丘一丁目61番16号」を「東京都世田谷区梅丘一丁目2番18号」に、「大広間 和室」を「大広間」に改める。 別表第3の2の部世田谷区立梅丘地区会館の項を次のように改める。
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示 (460).....36	告示(選)	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (459).....36	○公職選挙法に基づく令和元年12月1日現在における選挙人名簿の登録を行う日を定める告示 (52)38	世田谷区立地区会館
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示 (460).....36	告示(農)	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (459).....36	○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (11).....38	会議室

世田谷区立梅丘地区会館	会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	大広間				200円	200円

第2条 世田谷区立地区会館条例の一部を次のように改正する。
別表第1の2の部世田谷区立梅丘地区会館の項中「東京都世田谷区梅丘一丁目2番18号」を「東京都世田谷区梅丘一丁目61番16号」に、「大広間」を「大広間 和室」に改める。
別表第3の2の部世田谷区立梅丘地区会館の項を次のように改める。

世田谷区立梅丘地区会館	第1会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第3会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円

附 則

1 この条例中第1条及び次項から附則第4項までの規定は令和元年11月18日から、第2条の規定は規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 第2条の規定による改正後の世田谷区立地区会館条例(以下「改正後の条例」という。)別表第3の2の部世田谷区立梅丘地区会館の項の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 世田谷区立梅丘地区会館の施設の使用(施行日以後の使用に限る。次項において同じ。)の承認を受けようとする者は、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。

4 区長は、前項の規定による使用の承認に係る申請があった場合には、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。この場合において、その承認を受けた者は、施行日において改正後の条例第5条第1項の承認を受けたものとみなす。

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例
第1条 世田谷区出張所設置条例(昭和40年3月世田谷区条例第2号)の一部を次のように改正する。
別表第2世田谷区梅丘まちづくりセンターの項中「東京都世田谷区梅丘一丁目61番16号」を「東京都世田谷区梅丘一丁目2番18号」に改める。

附 則
この条例中第1条の規定は令和元年11月25日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

次に掲げる条例を公布する。
令和元年11月29日
世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区条例第42号

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第43号

世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第44号

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第45号

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第46号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第47号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第48号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年10月世田谷区条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条の表議長の項中「933,300円」を「926,900円」に改め、同表副議長の項中「789,300円」を「784,800円」に改め、同表委員長の項中「667,400円」を「663,600円」に改め、同表副委員長長の項中「635,300円」を「631,700円」に改め、同表議員の項中「618,200円」を「614,700円」に改める。

第8条第2項中「100分の177.5」を「100分の192.5」に改める。

第2条 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の172.5」を「100分の180」に、「100分の192.5」を「100分の185」に改める。

附則

この条例は、次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。) 公布の日
(2) 第1条中第2条の表の改正規定 令和2年1月1日
(3) 第2条の規定 令和3年4月1日

世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区監査委員の給与等に関する条例(平成4年3月世田谷区条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「733,900円」を「729,700円」に改め、同項第2号中「712,100円」を「708,000円」に改める。

第5条第3項中「100分の177.5」を「100分の192.5」に改める。

第2条 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の172.5」を「100分の180」に、「100分の192.5」を「100分の185」に改める。

附則

この条例は、次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。) 公布の日
(2) 第1条中第2条第1項第1号及び第2号の改正規定 令和2年1月1日
(3) 第2条の規定 令和2年4月1日

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区長等の給料等に関する条例(昭和47年6月世田谷区条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の177.5」を「100分の192.5」に改める。

別表第1区長の項中「1,77,700円」を「1,071,500円」に改め、同表副区長の項中「864,800円」を「859,800円」に改める。

第2条 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の172.5」を「100分の180」に、「100分の192.5」を「100分の185」に改める。

附則

この条例は、次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定(次号に掲げる改定規定を除く。) 公布の日
(2) 第1条中別表第1の改正規定 令和2年1月1日
(3) 第2条の規定 令和2年4月1日

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和47年6月世田谷区条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「783,300円」を「778,800円」に改める。

第4条第3項中「100分の177.5」を「100分の192.5」に改める。

第2条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の172.5」を「100分の180」に、「100分の192.5」を「100分の185」に改める。

附則

この条例は、次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定。(次号に掲げる改正規定を除く。) 公布の日
(2) 第1条中第2条の改正規定 令和2年1月1日
(3) 第2条の規定 令和2年4月1日

職員の退職手当に関する条例の一部

を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和31年12月世田谷区条例第44号)の一部を次のように改正する。

付則に次の1条を加える。

(令和2年1月1日から同年3月31日までの間に退職する者の退職手当の基本額に係る経過措置)

第12条 令和2年1月1日から同年3月31日までの間(以下「特定期間」という。)に退職し、第6条第工項及び第7条第1項の規定の適用を受ける者に対して支給する退職手当の基本額に係るこれらの規定に規定する退職日給料月額については、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年11月世田谷区条例第47号。以下「一部改正給与条例」という。)及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年11月世田谷区条例第48号。以下「一部改正幼稚園教育職員給与条例」という。)による改正がなかったものとみなした場合におけるその者の退職日給料月額とする。

2 特定期間に退職し、第7条の4第1項の規定の適用を受ける者(同項各号の規定により、第5条の規定により計算することとなる者を除く。)に対して支給する退職手当の基本額に係る同項に規定する退職日給料月額及び特定減額前給料月額については、一部改正給与条例及び一部改正幼稚園教育職員給与条例による改正がなかったものとみなした場合におけるその者の退職日給料月額及び特定減額前給料月額とする。

3 特定期間に退職し、第9条第2項の規定の適用を受ける者(同項の規定により、第5条の規定により計算することとなる者を除く。)に対して支給する退職手当の基本額に係る同項に規定する退職時に受けていた教職調整額の額については、一部改正幼稚園教育職員給与条例による改正がなかったものとみなした場合におけるその者の退職時に受けていた教職調整額の額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第11号)の一部を次のように改正する。

第21条の4第2項中「100分の95」を「100分の110」に、「100分の115」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の95」を「100分の110」に、「100分の45」を「100分の55」に、「100分の115」を「100分の130」に、「100分の55」を「100分の65」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

イ 行政職給料表 (一)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	142,500	196,700	226,600	253,100	283,900	368,900
	2	143,600	198,300	228,700	255,400	286,400	371,700
	3	144,700	199,900	230,800	257,700	288,900	374,500
	4	145,900	201,400	232,900	260,000	291,400	377,300
	5	147,100	203,000	234,900	262,300	293,900	380,100
	6	148,300	204,700	237,000	264,600	296,400	382,800
	7	149,500	206,300	239,100	266,900	298,900	385,600
	8	150,700	208,000	241,200	269,200	301,500	388,400
	9	151,900	209,800	243,200	271,500	304,100	391,200
	10	153,100	211,500	245,300	273,800	306,700	394,000
	11	154,400	213,300	247,400	276,700	309,200	396,900
	12	155,700	215,200	249,600	278,400	311,800	399,800
	13	157,000	217,000	251,700	280,700	314,400	402,600
	14	158,400	218,900	253,900	283,000	317,000	405,500
	15	159,800	220,800	256,100	285,200	319,600	408,400
	16	161,200	222,600	258,300	287,600	322,200	411,300
	17	162,700	224,500	260,500	290,000	324,800	414,200
	18	164,300	226,400	262,700	292,400	327,400	417,100
	19	166,000	228,300	264,900	294,800	330,000	420,100
	20	167,800	230,300	267,100	297,200	332,700	423,100
	21	169,600	232,300	269,400	299,600	335,300	426,000
	22	171,400	234,200	271,700	302,000	338,000	429,000
	23	173,200	236,200	274,000	304,400	340,700	432,100
	24	175,000	238,200	276,300	306,800	343,400	435,100
	25	176,800	240,200	278,500	309,100	346,100	438,100
	26	178,600	242,200	280,800	311,500	348,800	441,000
	27	180,400	244,200	283,200	314,000	351,500	444,000
	28	182,100	246,300	285,600	316,500	354,200	446,900
	29	183,700	248,300	288,000	319,000	356,900	449,700
	30	184,900	250,400	290,300	321,500	359,700	452,500
	31	186,000	252,500	292,700	324,000	362,500	455,200
	32	187,100	254,600	295,000	326,400	365,300	457,700
	33	188,200	256,800	297,300	328,700	368,100	460,200
	34	189,400	258,900	299,500	331,100	370,800	462,600
	35	190,700	261,000	301,800	333,500	373,500	464,800
	36	192,100	263,100	304,100	335,900	376,200	467,000
	37	193,600	265,200	306,400	338,200	378,900	469,000
	38	195,300	267,200	308,600	340,600	381,600	471,000
	39	197,000	269,300	310,700	343,000	384,100	472,800
	40	198,700	271,400	312,900	345,300	386,700	474,600
	41	200,400	273,400	315,100	347,500	389,300	476,200
	42	202,200	275,300	317,300	349,800	391,900	477,800
	43	204,000	277,300	319,300	352,100	394,300	479,200
	44	205,900	279,300	321,400	354,300	396,800	480,700
45	207,800	281,300	323,500	356,500	399,200	482,000	

世田谷区公報

令和元年12月20日 (第705号)

46	209,600	283,100	325,600	358,700	401,600	483,400
47	211,500	285,000	327,600	360,900	403,800	484,600
48	213,300	286,900	329,700	363,000	406,000	485,900
49	215,200	288,800	331,700	365,000	408,100	487,000
50	217,000	290,600	333,700	367,100	410,100	488,200
51	218,900	292,400	335,600	369,100	411,900	489,200
52	220,700	294,200	337,600	371,100	413,700	490,300
53	222,600	295,900	339,600	373,100	415,400	491,300
54	224,400	297,700	341,600	375,000	416,900	492,300
55	226,300	299,500	343,500	376,900	418,400	493,200
56	228,200	301,100	345,300	378,700	419,800	494,100
57	230,000	302,800	347,200	380,500	421000	494,900
58	231,800	304,500	349,100	382,300	422,200	495,700
59	233,600	306,100	350,800	384,000	423,300	496,500
60	235,400	307,800	352,600	385,700	424,200	497,200
61	237,200	309,400	354,400	387,200	425,200	497,900
62	238,900	310,900	356,100	388,800	426,100	498,600
63	240,700	312,500	357,800	390,300	426,900	499,300
64	242,500	314,100	359,500	391,700	427,700	499,900
65	244,300	315,600	361,100	393,000	428,500	500,500
66	246,100	317,100	362,800	394,100	429,200	501,100
67	247,900	318,600	364,400	395,200	430,000	501,600
68	249,600	320,000	365,900	396,200	430,700	502,100
69	251,300	321,500	367,400	397,200	431,300	502,600
70	252,900	322,900	368,900	398,000	432,000	503,100
71	254,600	324,300	370,300	398,900	432,600	503,600
72	256,300	325,600	371,600	399,700	433,200	504,100
73	258,000	326,900	372,900	400,500	433,700	504,600
74	259,700	328,100	374,100	401,200	434,300	505,100
75	261,400	329,300	375,200	402,000	434,800	505,600
76	263,000	330,400	376,100	402,700	435,400	506,100
77	264,600	331,500	377,100	403,400	436,000	506,600
78	266,100	332,600	378,000	404,000	436,600	507,100
79	267,700	333,600	378,900	404,700	437,200	507,600
80	269,300	334,600	379,600	405,300	437,700	508,100
81	270,900	335,400	380,400	405,900	438,200	508,600
82	272,500	336,300	381,200	406,400	438,700	509,100
83	274,100	337,100	381,900	407,000	439,200	509,600
84	275,600	337,900	382,500	407,500	439,700	510,100
85	277,100	338,500	383,200	408,000	440,200	510,600
86	278,500	339,200	383,800	408,100	440,700	511,100
87	280,000	339,800	384,400	408,900	441,200	511,600
88	281,400	340,400	384,900	409,400	441,700	512,100
89	282,800	341,000	385,400	409,800	442,200	512,600
90	284,200	341,600	385,900	410,300	442,700	
91	285,600	342,200	386,400	410,800	443,200	
92	286,800	342,700	386,900	411,200	443,700	
93	288,100	343,200	387,400	411,700	444,100	
94	289,400	343,700	387,900	412,200	444,600	
95	290,700	344,200	388,400	412,700	445,100	
96	291,800	344,700	388,900	413,100	445,600	

世田谷区公報

97	293,000	345,000	389,400	413,500	446,100	
98	294,200	345,700	389,900	413,900	446,600	
99	295,400	346,200	390,400	414,300	447,100	
100	296,600	346,700	390,900	414,700	447,600	
101	297,600	347,200	391,400	415,100	448,100	
102	298,700	347,600	391,900	415,500	448,600	
103	299,800	348,100	392,400	415,900	449,100	
104	300,800	348,600	392,800	416,300	449,600	
105	301,700	349,100	393,200	416,700	450,100	
106	302,700	349,500	393,600	417,100	450,600	
107	303,600	349,900	394,000	417,500	451,100	
108	304,500	350,300	394,400	417,900	451,600	
109	305,400	350,700	394,800	418,300	452,100	
110	306,200	351,100	395,200	418,700		
111	307,000	351,500	395,600	419,100		
112	307,800	351,900	396,000	419,500		
113	308,400	352,300	396,400	419,900		
114	309,100	352,700	396,800	420,300		
115	309,700	353,100	397,200	420,700		
116	310,300	353,500	397,600	421,100		
117	310,800	353,900	398,000	421,500		
118	311,300	354,300	398,400	421,900		
119	311,700	354,700	398,800	422,300		
120	312,100	355,100	399,200	422,700		
121	312,400	355,500	399,600	423,100		
122	312,800		400,000	423,500		
123	313,200		400,400	423,900		
124	313,600		400,800	424,300		
125	314,000		401,200	424,700		
126	314,300		401,600	425,100		
127	314,700		402,000	425,500		
128	315,100		402,400	425,900		
129	315,500		402,800	426,300		
130	315,900		403,200			
131	316,300		403,600			
132	316,700		404,000			
133	317,000		404,400			
134	317,400					
135	317,700					
136	318,000					
137	318,300					
138	318,600					
139	318,900					
140	319,200					
141	319,500					
142	319,800					
143	320,100					
144	320,400					
145	320,700					
146	321,000					

世田谷区公報

令和元年12月20日 (第705号)

	147	321,300					
	148	321,600					
	149	321,900					
再任用職員		197,300	231,800	269,600	287,400	311,600	378,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条に規定する職員を除く。

ロ 行政職給料表(二)

職員の分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	128,000	204,000	224,600	229,300
	2	128,700	205,600	226,400	231,300
	3	129,400	207,400	228,300	233,300
	4	130,100	209,100	230,200	235,300
	5	130,800	210,900	232,400	237,300
	6	131,500	212,700	234,200	239,300
	7	132,200	214,400	236,200	241,300
	8	132,900	216,300	238,200	243,300
	9	133,600	218,100	240,300	245,300
	10	134,300	219,900	242,000	247,300
	11	135,000	221,700	244,100	249,300
	12	135,700	223,500	246,200	251,400
	13	136,400	225,500	248,200	253,500
	14	137,400	227,300	250,200	255,600
	15	138,400	229,200	252,300	257,700
	16	139,400	231,000	254,300	259,800
	17	140,400	232,800	256,100	261,900
	18	141,400	234,600	258,200	263,900
	19	142,500	236,400	260,200	266,000
	20	143,700	238,300	262,100	268,100
	21	144,900	240,000	264,000	270,200
	22	146,100	241,700	266,000	272,300
	23	147,300	243,500	267,800	274,400
	24	148,400	245,200	269,700	276,600
	25	149,600	247,000	271,600	278,800
	26	150,800	248,600	273,500	281,000
	27	152,100	250,200	275,200	283,200
	28	153,400	251,900	277,000	285,300
	29	154,600	253,500	278,900	287,300
	30	156,000	255,100	280,700	289,400
	31	157,400	256,700	282,400	291,500
	32	158,800	258,300	284,200	293,600
	33	160,500	259,800	285,900	295,600
	34	162,200	261,400	287,600	297,700
	35	163,800	263,000	289,300	299,800
	36	165,300	264,400	291,000	301,800
	37	166,800	265,900	292,700	303,700
	38	167,900	267,400	294,500	305,700
	39	168,900	268,800	296,100	307,700
40	169,900	270,200	297,600	309,700	

41	170,900	271,700	299,300	311,600
42	172,000	273,000	300,900	313,500
43	173,200	274,500	302,400	315,400
44	174,400	275,700	303,900	317,300
45	175,800	277,100	305,500	319,000
46	177,300	278,400	307,000	320,800
47	178,900	279,700	308,400	322,600
48	180,400	281,000	309,900	324,300
49	182,000	282,300	311,300	326,100
50	183,600	283,500	312,700	327,800
51	185,200	284,700	314,100	329,400
52	187,000	285,900	315,400	331,000
53	188,700	287,000	316,700	332,600
54	190,300	288,100	318,000	334,100
55	192,000	289,100	319,200	335,600
56	193,700	290,100	320,300	337,100
57	195,400	291,100	321,400	338,400
58	197,000	292,000	322,500	339,800
59	198,800	292,900	323,400	341,100
60	200,400	293,800	324,200	342,300
61	202,100	294,500	325,100	343,500
62	203,800	295,300	325,800	344,400
63	205,500	296,000	326,600	345,400
64	207,200	296,700	327,200	346,300
65	208,800	297,200	327,900	347,200
66	210,500	297,800	328,600	347,900
67	212,100	298,300	329,200	348,600
68	213,700	298,900	329,700	349,300
69	215,400	299,400	330,300	350,000
70	216,900	299,900	330,800	350,600
71	218,600	300,500	331,400	351,300
72	220,200	300,900	331,800	352,000
73	221,800	301,300	332,200	352,600
74	223,500	301,800	332,600	353,100
75	225,100	302,200	333,100	353,700
76	226,600	302,600	333,500	354,200
77	228,200	303,100	333,900	354,800
78	229,600	303,500	334,400	355,200
79	231,200	304,000	334,800	355,700
80	232,700	304,400	335,200	356,200
81	234,300	304,800	335,700	356,600
82	235,800	305,200	336,100	356,900
83	237,400	305,600	336,500	357,400
84	238,800	306,100	337,000	357,800
85	240,300	306,500	337,400	358,200
86	241,600	306,900	337,800	358,600
87	243,100	307,200	338,200	359,000
88	244,700	307,600	338,600	359,400
89	246,200	307,900	338,900	359,800
90	247,400	308,300	339,300	360,300

世田谷区公報

令和元年12月20日 (第705号)

91	248,900	308,600	339,600	360,700
92	250,200	309,000	340,000	361,000
93	251,600	309,300	340,300	361,400
94	252,900	309,700	340,700	361,700
95	254,200	310,000	341,000	362,100
96	255,500	310,400	341,400	362,400
97	256,800	310,700	341,700	362,800
98	257,900	311,100	342,000	363,100
99	259,100	311,400	342,400	363,500
100	260,400	311,800	342,700	363,800
101	261,600	312,100	343,100	364,200
102	262,800	312,500	343,400	364,500
103	264,000	312,900	343,800	364,900
104	265,000	313,300	344,100	365,200
105	266,000	313,700	344,500	365,600
106	267,100	314,100	344,800	365,900
107	268,200	314,500	345,100	366,300
108	269,300	314,900	345,500	366,600
109	270,200	315,300	345,800	367,000
110	271,200	315,600	346,200	367,300
111	272,200	315,900	346,500	367,700
112	273,100	316,200	346,900	368,000
113	273,900	316,500	347,200	368,400
114	274,900	316,800	347,600	368,700
115	275,700	317,100	347,900	369,100
116	276,500	317,400	348,200	369,400
117	277,300	317,700	348,600	369,800
118	278,000	318,000	349,000	370,100
119	278,800	318,300	349,400	370,500
120	279,500	318,600	349,800	370,800
121	280,000	318,900	350,200	371,200
122	280,700	319,100	350,600	
123	281,200	319,300	351,000	
124	281,800	319,500	351,400	
125	282,200	319,700	351,800	
126	282,700	319,900	352,200	
127	283,000	320,100	352,600	
128	283,400	320,300	353,000	
129	283,700	320,500	353,400	
130	284,000	320,700	353,800	
131	284,400	320,900	354,200	
132	284,700	321,100	354,600	
133	285,100	321,300	355,000	
134	285,400	321,400	355,400	
135	285,700	321,500	355,800	
136	286,100	321,600	356,200	
137	286,500	321,700	356,600	
138	286,800	321,800	357,000	
139	287,200	321,900	357,400	
140	287,600	322,000	357,800	

世田谷区公報

	141	287,800	322,100	358,200	
	142	288,200	322,200	358,600	
	143	288,500	322,300	359,000	
	144	288,700	322,400	359,400	
	145	289,000	322,500	359,800	
	146	289,300	322,600	360,200	
	147	289,600	322,700	360,600	
	148	289,800	322,800	361,000	
	149	290,100	322,900	361,400	
	150	290,400		361,800	
	151	290,700		362,200	
	152	290,900		362,600	
	153	291,200		363,000	
	154	291,500		363,300	
	155	291,700		363,600	
	156	292,000		363,900	
	157	292,300		364,200	
	158	292,600			
	159	292,900			
	160	293,200			
	161	293,500			
	162	293,800			
	163	294,100			
	164	294,400			
	165	294,700			
再任用職員		212,000	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第2ロ及びハを次のように改める。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	143,200	198,100	227,100	253,600	283,900
	2	144,400	199,700	229,200	255,700	286,400
	3	145,600	201,300	231,300	257,900	288,900
	4	146,800	202,800	233,400	260,100	291,400
	5	148,000	204,400	235,400	262,400	293,900
	6	149,300	206,000	237,500	264,700	296,400
	7	150,600	207,500	239,600	267,000	298,900
	8	151,900	209,100	241,700	269,300	301,500
	9	153,200	210,700	243,700	271,600	304,100
	10	154,600	212,300	245,800	273,900	306,700
	11	156,000	214,000	247,900	276,200	309,200
	12	157,400	215,800	250,000	278,500	311,800
	13	158,800	217,500	252,000	280,800	314,400
	14	160,200	219,300	254,100	283,100	317,000
	15	161,600	221,200	256,300	285,300	319,600
	16	163,100	223,000	258,500	287,700	322,200
17	164,700	224,900	260,700	290,100	324,800	

世田谷区公報

令和元年12月20日 (第705号)

18	166,400	226,800	262,900	292,500	327,400
19	168,100	228,700	265,100	294,900	330,000
20	169,900	230,700	267,300	297,300	332,700
21	171,700	232,700	269,600	299,700	335,300
22	173,400	234,600	271,900	302,100	338,000
23	175,100	236,600	274,200	304,500	340,700
24	176,800	238,600	276,500	306,900	343,400
25	178,400	240,600	278,700	309,200	346,100
26	180,000	242,600	281,000	311,600	348,800
27	181,600	244,600	283,400	314,100	351,500
28	183,200	246,700	285,800	316,600	354,200
29	184,800	248,700	288,200	319,100	356,900
30	186,000	250,800	290,400	321,600	359,700
31	187,200	252,900	292,700	324,100	362,500
32	188,400	255,000	295,000	326,500	365,300
33	189,700	257,100	297,300	328,800	368,100
34	191,100	259,100	299,500	331,200	370,800
35	192,500	261,200	301,800	333,600	373,500
36	193,900	263,300	304,100	336,000	376,200
37	195,400	265,400	306,400	338,300	378,900
38	197,000	267,400	308,600	340,700	381,600
39	198,600	269,400	310,700	343,000	384,100
40	200,200	271,400	312,900	345,300	386,700
41	201,700	273,400	315,100	347,500	389,300
42	203,400	275,300	317,300	349,800	391,900
43	205,100	277,300	319,300	352,100	394,300
44	206,900	279,300	321,400	354,300	396,800
45	208,700	281,300	323,500	356,500	399,200
46	210,400	283,100	325,600	358,700	401,600
47	212,300	285,000	327,600	360,900	403,800
48	214,100	286,900	329,700	363,000	406,000
49	216,000	288,800	331,700	365,000	408,100
50	217,800	290,600	333,100	367,100	410,100
51	219,700	292,400	335,600	369,100	411,900
52	221,500	294,200	337,600	371,100	413,700
53	223,400	295,900	339,600	373,100	415,400
54	225,200	297,700	341,600	375,000	416,900
55	227,100	299,500	343,500	376,900	418,400
56	229,000	301,100	345,300	378,700	419,800
57	230,800	302,800	347,200	380,500	421,000
58	232,600	304,500	349,100	382,300	422,200
59	234,400	306,100	350,800	384,000	423,300
60	236,200	307,800	352,600	385,700	424,200
61	238,000	309,400	354,400	387,200	425,200
62	239,700	310,900	356,100	388,800	426,100
63	241,500	312,500	357,800	390,300	426,900
64	243,300	314,100	359,500	391,700	427,700
65	245,100	315,600	361,100	393,000	428,500
66	246,900	317,100	362,800	394,100	429,200
67	248,700	318,600	364,400	395,200	430,000
68	250,400	320,000	365,900	396,200	430,700

69	252,100	321,500	367,400	397,200	431,300
70	253,700	322,900	368,900	398,000	432,000
71	255,400	324,300	370,300	398,900	432,600
72	257,100	325,600	371,600	399,700	433,200
73	258,800	326,900	372,900	400,500	433,700
74	260,500	328,100	374,100	401,200	434,300
75	262,100	329,300	375,200	402,000	434,800
76	263,700	330,400	376,100	402,700	435,400
77	265,300	331,500	377,100	403,400	436,000
78	266,800	332,600	378,000	404,000	436,600
79	268,400	333,600	378,900	404,700	437,200
80	269,900	334,600	379,600	405,300	437,700
81	271,400	335,400	380,400	405,900	438,200
82	272,900	336,300	381,200	406,400	438,700
83	274,400	337,100	381,900	407,000	439,200
84	275,900	337,900	382,500	407,500	439,700
85	277,400	338,500	383,200	408,000	440,200
86	278,800	339,200	383,800	408,400	440,700
87	280,300	339,800	384,400	408,900	441,200
88	281,700	340,400	384,900	409,400	441,700
89	283,100	341,000	385,400	409,800	442,200
90	284,500	341,600	385,900	410,300	442,700
91	285,800	342,200	386,400	410,800	443,200
92	287,000	342,700	386,900	411,200	443,700
93	288,300	343,200	387,400	411,700	444,100
94	289,600	343,700	387,900	412,200	444,600
95	290,800	344,200	388,400	412,700	445,100
96	291,900	344,700	388,900	413,100	445,600
97	293,100	345,200	389,400	413,500	446,100
98	294,300	345,700	389,900	413,900	446,600
99	295,500	346,200	390,400	414,300	447,100
100	296,600	346,700	390,900	414,700	447,600
101	297,600	347,200	391,400	415,100	448,100
102	298,700	347,600	391,900	415,500	448,600
103	299,800	348,100	392,400	415,900	449,100
104	300,800	348,600	392,800	416,300	449,600
105	301,700	349,100	393,200	416,700	450,100
106	302,700	349,500	393,600	417,100	450,600
107	303,600	349,900	394,000	417,500	451,100
108	304,500	350,300	394,400	417,900	451,600
109	305,400	350,700	394,800	418,300	452,100
110	306,200	351,100	395,200	418,700	
111	307,000	351,500	395,600	419,100	
112	307,800	351,900	396,000	419,500	
113	308,400	352,300	396,400	419,900	
114	309,100	352,700	396,800	420,300	
115	309,700	353,100	397,200	420,700	
116	310,300	353,500	397,600	421,100	
117	310,800	353,900	398,000	421,500	
118	311,300		398,400		

	119	311,700		398,800		
	120	312,100		399,200		
	121	312,400		399,600		
	122	312,800		400,000		
	123	313,200		400,400		
	124	313,600		400,800		
	125	314,000		401,200		
	126	314,300		401,600		
	127	314,700		402,000		
	128	315,100		402,400		
	129	315,500		402,800		
	130	315,900		403,200		
	131	316,300		403,600		
	132	316,700		404,000		
	133	317,000		404,400		
	134	317,400				
	135	317,700				
	136	318,000				
	137	318,300				
	138	318,600				
	139	318,900				
	140	319,200				
	141	319,500				
	142	319,800				
	143	320,100				
	144	320,400				
	145	320,700				
再任用職員		199,800	233,600	269,400	287,000	311,600

備考 この表は、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 (三)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	154,900	201,600	228,200	254,200	283,900
	2	156,400	202,900	230,200	256,400	286,400
	3	157,900	204,200	232,200	258,700	288,900
	4	159,400	205,400	234,200	261,000	291,400
	5	160,900	206,800	236,100	263,300	293,900
	6	162,400	208,200	238,100	265,600	296,400
	7	163,900	209,500	240,200	267,900	298,900
	8	165,400	211,000	242,300	270,200	301,500
	9	166,900	212,500	244,300	272,500	304,100
	10	168,400	213,900	246,400	274,800	306,700
	11	169,900	215,400	248,500	277,100	309,200
	12	171,400	217,000	250,600	279,400	311,800
	13	172,900	218,600	252,600	281,700	314,400
	14	174,300	220,400	254,700	284,000	317,000
	15	175,700	222,200	256,800	286,200	319,600
16	177,100	224,000	259,000	288,500	322,200	

17	178,500	225,900	261,200	290,800	324,800
18	179,800	227,800	263,400	293,100	327,400
19	181,100	229,700	265,600	295,500	330,000
20	182,400	231,600	267,700	297,900	332,700
21	183,700	233,500	269,900	300,300	335,300
22	185,400	235,300	272,200	302,700	338,000
23	187,000	237,200	274,500	305,100	340,700
24	188,500	239,200	276,800	307,500	343,400
25	190,000	241,200	279,000	309,800	346,100
26	190,900	243,200	281,300	312,200	348,800
27	191,700	245,200	283,700	314,700	351,500
28	192,500	247,200	286,100	317,200	354,200
29	193,300	249,100	288,500	319,700	356,900
30	194,200	251,100	290,700	322,100	359,700
31	195,200	253,100	293,000	324,500	362,500
32	196,300	255,100	295,300	326,900	365,300
33	197,500	257,000	297,600	329,200	368,100
34	198,900	259,000	299,800	331,600	370,800
35	200,300	261,100	302,000	334,000	373,500
36	201,700	263,200	304,200	336,400	376,200
37	203,100	265,300	306,400	338,600	378,900
38	204,600	267,300	308,600	340,900	381,600
39	206,100	269,400	310,700	343,200	384,100
40	207,700	271,400	312,900	345,500	386,700
41	209,400	273,400	315,100	347,700	389,300
42	211,100	275,300	317,300	350,000	391,900
43	212,900	277,300	319,300	352,200	394,300
44	214,700	279,300	321,400	354,300	396,800
45	216,600	281,300	323,500	356,500	399,200
46	218,400	283,100	325,600	358,700	401,600
47	220,300	285,000	327,600	360,900	403,800
48	222,100	286,900	329,700	363,000	406,000
49	224,000	288,800	331,700	365,000	408,100
50	225,800	290,600	333,700	367,100	410,100
51	227,700	292,400	335,600	369,100	411,900
52	229,600	294,200	337,600	371,100	413,700
53	231,400	295,900	339,600	373,100	415,400
54	233,200	297,700	341,600	375,000	416,900
55	235,000	299,500	343,500	376,900	418,400
56	236,800	301,100	345,300	378,700	419,800
57	238,600	302,800	347,200	380,500	421,000
58	240,300	304,500	349,100	382,300	422,200
59	242,000	306,100	350,800	384,000	423,300
60	243,700	307,800	352,600	385,700	424,200
61	245,400	309,400	354,400	387,200	425,200
62	247,100	310,900	356,100	388,800	426,100
63	248,800	312,500	357,800	390,300	426,900
64	250,500	314,100	359,500	391,700	427,700
65	252,200	315,600	361,100	393,000	428,500
66	253,800	317,100	362,800	394,100	429,200

67	255,500	318,600	364,400	395,200	430,000
68	257,100	320,000	365,900	396,200	430,700
69	258,700	321,500	367,400	397,200	431,300
70	260,300	322,900	368,900	398,000	432,000
71	261,900	324,300	370,300	398,900	432,600
72	263,500	325,600	371,600	399,700	433,200
73	265,100	326,900	372,900	400,500	433,700
74	266,600	328,100	374,100	401,200	434,300
75	268,200	329,300	375,200	402,000	434,800
76	269,800	330,400	376,100	402,700	435,400
77	271,300	331,500	377,100	403,400	436,000
78	272,800	332,600	378,000	404,000	436,600
79	274,300	333,600	378,900	404,700	437,200
80	275,800	334,600	379,600	405,300	437,700
81	277,300	335,400	380,400	405,900	438,200
82	278,700	336,300	381,200	406,400	438,700
83	280,100	337,100	381,900	407,000	439,200
84	281,500	337,900	382,500	407,500	439,700
85	282,900	338,500	383,200	408,000	440,200
86	284,300	339,200	383,800	408,400	440,700
87	285,700	339,800	384,400	408,900	441,200
88	286,900	340,400	384,900	409,400	441,700
89	288,200	341,000	385,400	409,800	442,200
90	289,500	341,600	385,900	410,300	442,700
91	290,800	342,200	386,400	410,800	443,200
92	291,900	342,700	386,900	411,200	443,700
93	293,100	343,200	387,400	411,700	444,100
94	294,300	343,700	387,900	412,200	444,600
95	295,500	344,200	388,400	412,700	445,100
96	296,600	344,700	388,900	413,100	445,600
97	297,600	345,200	389,400	413,500	446,100
98	298,700	345,700	389,900	413,900	446,600
99	299,800	346,200	390,400	414,300	447,100
100	300,800	346,700	390,900	414,700	447,600
101	301,700	347,200	391,400	415,100	448,100
102	302,700	347,600	391,900	415,500	448,600
103	303,600	348,100	392,400	415,900	449,100
104	304,500	348,600	392,800	416,300	449,600
105	305,400	349,100	393,200	416,700	450,100
106	306,200	349,500	393,600	417,100	450,600
107	307,000	349,900	394,000	417,500	451,100
108	307,800	350,300	394,400	417,900	451,600
109	308,400	350,700	394,800	418,300	452,100
110	309,100	351,100	395,200	418,700	
111	309,700	351,500	395,600	419,100	
112	310,300	351,900	396,000	419,500	
113	310,800	352,300	396,400	419,900	
114	311,300	352,700	396,800	420,300	
115	311,700	353,100	397,200	420,700	
116	312,100	353,500	397,600	421,100	

	117	312,400	353,900	398,000	421,500	
	118	312,800		398,400		
	119	313,200		398,800		
	120	313,600		399,200		
	121	314,000		399,600		
	122	314,300		400,000		
	123	314,700		400,400		
	124	315,100		400,800		
	125	315,500		401,200		
	126	315,900		401,600		
	127	316,300		402,000		
	128	316,700		402,400		
	129	317,000		402,800		
	130	317,400		403,200		
	131	317,700		403,600		
	132	318,000		404,000		
	133	318,300		404,400		
	134	318,600				
	135	318,900				
	136	319,200				
	137	319,500				
	138	319,800				
	139	320,100				
	140	320,400				
	141	320,700				
再任用職員		204,000	234,800	269,400	287,000	311,600

備考 この表は、保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条の4第2項中「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の130」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の55」を「100分の50」に、「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「100分の60」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第21条の4第2項及び第3項の改正規定並びに附則第5項の規定公布の日

(2) 第2条の規定 令和2年4月1日(施行日前の異動者の号級の調整)

2 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、任命権者は、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができ

る。
(施行日から令和2年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

3 施行日から令和2年3月31日までの間において、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1並びに別表第2ロ及びハの規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動については、まず同条の規定による改正前の職員の給与に関する条例別表第1並びに別表第2ロ及びハの規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例別表第1並びに別表第2ロ及びハの規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の読替え)

4 施行日以後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年3月世田谷区条例第6号)附則第5項の規定の適用については、同項中「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額」と

あるのは、「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年11月世田谷区条例第47号)の施行の日の前日においてその者が受けていたこの項の規定による給料の月額から当該額に100分の0.61を乗じて得た額を減じて得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを四捨五入するものとする。)」と読み替える。

(委任)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年3月世田谷区条例第22号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の95」を「100分の110」に、「100分の115」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の95」を「100分の110」に、「100分の45」を「100分の55」に、「100分の115」を「100分の130」に、「100分の55」を「100分の65」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)
幼稚園教育職員給料表

職員の分 区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	169,300	259,700	306,400	344,200
	2	171,400	261,800	308,700	346,800
	3	173,500	263,900	311,000	349,400
	4	175,600	266,000	313,300	352,000
	5	177,700	268,400	315,000	354,600
	6	179,800	270,800	317,800	357,200
	7	181,900	272,900	320,200	359,700
	8	183,000	275,000	322,400	362,100
	9	186,200	277,200	324,600	364,500
	10	188,300	279,400	326,900	366,900
	11	190,500	281,600	329,200	369,300
	12	192,700	283,800	331,400	371,700
	13	194,800	285,900	333,600	374,000
	14	196,500	288,000	335,800	376,300
	15	198,400	290,200	338,100	378,500
	16	200,200	292,400	340,500	380,700
	17	202,000	294,600	342,000	382,800
	18	203,900	296,900	345,300	384,800
	19	205,700	299,200	347,800	386,800
	20	207,700	301,500	350,300	388,700
	21	209,600	303,800	352,800	390,600
	22	211,400	305,900	355,000	392,500
	23	213,300	308,300	357,300	394,300
	24	215,200	310,400	350,600	395,900
	25	217,100	312,700	361,800	397,600
	26	218,800	314,900	363,900	399,300
	27	220,700	317,000	360,100	400,800
	28	222,600	319,200	368,200	402,400
	29	224,500	321,200	370,200	403,900
	30	226,600	323,400	372,200	405,300
	31	228,700	325,500	374,100	406,700
	32	230,800	327,500	375,900	408,100
	33	232,900	329,600	377,700	409,400
	34	234,900	331,600	379,500	410,600
	35	236,900	333,700	381,200	411,800
	36	239,000	335,700	382,600	413,000
	37	241,100	337,500	384,000	414,100
	38	243,100	339,300	385,300	415,100
	39	245,200	341,100	386,600	416,100
	40	247,400	342,000	387,800	417,100
	41	249,500	344,600	389,000	418,000
	42	251,600	346,300	390,200	418,900
	43	253,700	348,000	391,400	419,800
	44	255,800	349,600	392,400	420,600
	45	258,000	351,100	393,200	421,400
46	260,000	352,600	394,100	422,100	

47	261,900	354,100	395,100	422,800
48	264,100	355,600	396,100	423,400
49	266,100	357,000	396,900	424,100
50	268,300	358,400	397,700	424,800
51	270,600	359,700	398,500	425,400
52	272,700	361,100	399,300	425,900
53	274,900	362,400	400,000	426,400
54	276,900	363,700	400,800	427,000
55	279,100	364,900	401,600	427,500
56	281,200	366,100	402,300	428,100
57	283,300	367,200	402,900	428,700
58	285,300	368,300	403,600	429,300
59	287,300	369,400	404,300	429,900
60	289,300	370,500	405,000	430,500
61	291,400	371,500	405,600	431,000
62	293,400	372,600	406,200	431,500
63	295,500	373,600	406,800	432,000
64	297,500	374,500	407,400	432,600
65	299,500	375,500	407,900	433,000
66	301,500	376,400	408,400	433,500
67	303,600	377,300	409,000	434,000
68	305,600	378,100	409,600	434,400
69	307,600	378,900	410,200	434,900
70	309,500	379,700	410,800	435,400
71	311,500	380,500	411,400	435,900
72	313,500	381,400	412,000	436,400
73	315,400	382,200	412,500	436,800
74	317,300	382,900	413,100	437,300
75	319,400	383,500	413,600	437,800
76	321,300	384,200	414,200	438,300
77	323,200	384,800	414,700	438,700
78	325,100	385,400	415,200	439,100
79	326,800	385,900	415,700	439,600
80	328,500	386,500	416,200	440,100
81	330,200	387,100	416,700	440,600
82	331,800	387,600	417,200	441,100
83	333,500	388,200	417,700	441,600
84	335,000	388,800	418,200	442,000
85	336,400	389,400	418,600	442,500
86	337,900	390,000	419,000	442,900
87	339,400	390,500	419,500	443,300
88	340,700	391,100	420,000	443,700
89	342,000	391,600	420,500	444,000
90	343,300	392,100	420,900	444,400
91	344,500	392,700	421,400	444,800
92	345,700	393,200	421,900	445,200
93	346,800	393,700	422,300	445,600
94	347,900	394,200	422,700	446,000
95	348,900	394,700	423,100	446,400
96	349,900	395,200	423,500	446,800

世田谷区公報

令和元年12月20日 (第705号)

97	350,900	395,600	423,900	447,200
98	351,800	396,000	424,200	447,500
99	352,600	396,500	424,600	447,900
100	353,300	397,000	425,000	448,300
101	354,000	397,500	425,400	448,700
102	354,700	398,000	425,800	
103	355,400	398,500	426,200	
104	355,900	399,000	426,600	
105	356,500	399,500	427,000	
106	357,000	400,000	427,400	
107	357,500	400,500	427,800	
108	358,100	401,000	428,200	
109	358,800	401,400	428,500	
110	359,300	401,900	428,900	
111	359,800	402,400	429,300	
112	360,300	402,900	429,700	
113	360,800	403,400	430,000	
114	361,300	403,800		
115	361,800	404,200		
116	362,300	404,600		
117	362,700	405,000		
118	363,100	405,400		
119	363,600	405,800		
120	364,100	406,200		
121	364,600	406,600		
122	365,100	406,900		
123	365,600	407,300		
124	366,000	407,700		
125	366,400	408,100		
126	366,800	408,500		
127	367,200	408,900		
128	367,600	409,300		
129	367,900	409,600		
130	368,200			
131	368,600			
132	369,000			
133	369,400			
134	369,700			
135	370,100			
136	370,500			
137	370,900			
138	371,300			
139	371,700			
140	372,100			
141	372,400			
142	372,800			
143	373,200			
144	373,500			
145	373,900			
146	374,300			

	147	374,700			
	148	375,100			
	149	375,500			
	150	375,900			
	151	376,300			
	152	376,700			
	153	377,000			
	154	377,400			
	155	377,800			
	156	378,200			
	157	378,600			
	158	379,000			
	159	379,400			
	160	379,800			
	161	380,200			
	162	380,600			
	163	381,000			
	164	381,400			
	165	381,700			
	166	382,100			
	167	382,400			
	168	382,800			
	169	383,200			
再任用職員		229,400	268,200	291,300	330,300

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の130」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の55」を「100分の50」に「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「100分の60」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第30条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第4項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和2年4月1日(施行日前の異動者の号給の調整)

2 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、世田谷区教育委員会は、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から令和2年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

3 施行日から令和2年3月31日までの間

において、第1条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず同条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例別表第1の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例別表第1の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

4 附則第2項及び前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和元年11月15日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第43号

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則(平成3年3月世田谷

区規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部北沢総合支所副支所長の款世田谷区梅丘まちづくりセンターの項中「東京都世田谷区梅丘一丁目61番16号」を「東京都世田谷区梅丘一丁目2番18号」に改める。

附 則

この規則は、令和元年11月25日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和元年11月29日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第44号

世田谷区非常勤職員規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第45号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第46号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第47号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第48号

世田谷区基準該当障害福祉サービス事業者及び基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第49号

世田谷区指定障害児通所支援事業者及び

指定障害児入所施設の指定等に関する規則

世田谷区規則第50号

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則

世田谷区規則第51号

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則

世田谷区規則第52号

世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第53号

世田谷区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区非常勤職員規則の一部を改正する規則

世田谷区非常勤職員規則(昭和32年4月世田谷区規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「(昭和25年法律第261号)」の次に「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び」を加える。

第3条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「当該地方公共団体」を「その地方公共団体」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「、その他の団体を結成し又は」を「その他の団体を結成し、又は」に改め、同号を同条第3号とする。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第1条第1項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和31年12月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「日が」の次に「18日以上ある月が」を加え、「こえる」を「超える」に改め、「で別に定める者」を削り、「第2条に定める」を「第2条各号に掲げる」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。第7条の次に次の1条を加える。

(条例第11条第5項の規則で定める者) 第7条の2 条例第11条第5項の規則で定める者は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定に基づき条例で定めるところにより同項に規定する退職手当を受けることとなる者及び国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第2項の規定により同条第1項に規定する職員とみなされる者とする。

第10条の2第3号中「(昭和25年法律第261号)」を削り、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号を同

条第5号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第10条の2第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とする改正規定及び附則第3項の規定は、令和元年12月14日から施行する。(経過措置)

2 この規則による改正後の第2条及び第7条の2の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の第10条の2の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後に退職した者について適用し、同日前に退職した者については、なお従前の例による。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則(昭和43年6月世田谷区規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第2項第5号」を「次項第4号」に改め、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第1項第3号、第6条の2第1項並びに第6条の4第1項第3号及び第3項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の勤勉手当に関する規則(昭和54年3月世田谷区規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第2項第5号」を「次項第4号」に改め、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第1項第1号中「100分の95」を「100分の110」に、「100分の115」を「100分の130」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の55」に、「100分の55」を「100分の65」に改める。

第5条の7第1項第3号、第6条第1項第3号、第6条の2第1項並びに第6条の4第1項第3号及び第3項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

付則中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とする。第2条 職員の勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の130」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の55」を「100分の50」に、「1

00分の65」を「100分の60」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に並び、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第3条第1項第1号及び第2号の改正規定並びに付則中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とする改正規定 公布の日
(2) 第1条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。) 令和元年12月14日
(3) 第2条の規定 令和2年4月1日

世田谷区基準該当障害福祉サービス事業者及び基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区基準該当障害福祉サービス事業者及び基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則(平成14年12月世田谷区規則第95号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項本文中「又は」を「、」に改め、(中核市をいう。以下同じ。)の次に「又は児童相談所設置市」を加え、同項ただし書中「又は」を「、」に改め、「中核市」の次に「又は児童相談所設置市」を加える。

第3条の2第3項中「又は指定都市」を「、指定都市又は児童相談所設置市」に改める。

第7条第4項中「又は」を「、」に改め、「中核市」の次に「又は児童相談所設置市」を加える。

第7条の2中「又は指定都市若しくは中核市」を「、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市」に、「又は指定都市」を「、指定都市又は児童相談所設置市」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則

(趣旨) 第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に定めるもののほか、法第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者及び法第24条の2第1項の指定障害児入所施設(以下これらを「指定障害児通所支援事業者等」という。)の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。(指定又は指定の更新の申請等)

第2条 法第21条の5の15第1項若しくは法第24条の9第1項に規定する指定の申請又は法第21条の5の16第1項若しくは法第24条の10第1項に規定する指定の更新の申請は、障害児通所支援・障害児入所支援指定、(更新)申請書「第1号様式」に区長が別に定める書類を添付することにより行うものとする。

2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第18条の35の7に規定する別段の申出は、共生型障害児通所支援事業

(第31条・第32条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第27号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

第2章 児童発達支援

(従業者の配置の基準)

第3条 条例第5条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定児童発達支援の単位(指定児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものを一の単位とする。以下この条及び次条において同じ。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上
 - ア 障害児の数が10人までの場合 2
 - イ 障害児の数が10人を超える場合 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 条例第5条第2項に規定する規則で定める基準は、その機能訓練担当職員の数を前項第1号に掲げる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができることとする。

3 条例第5条第3項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医 1人以上
- (2) 看護職員 1人以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1人以上
- (4) 機能訓練担当職員 1人以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上

4 第1項第1号に掲げる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第1項第1号に掲げる児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

6 第1項第2号に掲げる児童発達支援管

り行うものとする。
2 法第21条の5の26第3項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)の規定による届出事項の変更の届出は、区長が別に定める様式により行うものとする。

(情報の提供)

第9条 区長は、指定障害児通所支援事業者等に係る情報のうち、特に必要があると認めるものを厚生労働大臣又は東京都知事に提供するものとする。

(実施細目)

第10条 この規則に定めるもののほか、指定障害児通所支援事業者等の指定等に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附則

1 この規則は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 区長は、第2条の規定に基づく指定又は指定の更新の申請等に係る受付等については、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

様式省略

条第3項の規定により報告の対象となる特定建築設備等に係る」を削り、同条第9項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「第2項及び第3項」を「第2項から第4項まで」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「第9項」を「第10項」に、「前2項」を「前3項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定建築設備等のうち、令第16条第3項第2号及び前条第2号に定める防火設備に係る規則第6条第1項の規定により定める報告の時期は、次の表の(イ)に掲げる用途ごとに、当該防火設備に係る検査済証の交付を受けた日の属する年度の翌年度以降でそれぞれ同表(イ)欄に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、あらかじめその旨を申し出ることにより、同表(イ)欄に掲げる時期以外の時期に報告することができるものとする。

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 児童発達支援(第3条-第18条)
- 第3章 医療型児童発達支援(第19条-第22条)
- 第4章 放課後等デイサービス(第23条-第28条)
- 第5章 居宅訪問型児童発達支援(第29条)
- 第6章 保育所等訪問支援(第30条)
- 第7章 多機能型事業所に関する特例

者の特例による指定を不要とする旨の申出書(第2号様式)により行うものとする。

3 区長は、第1項の申請があった場合において、指定若しくは指定の更新又は却下の決定をしたときは、区長が別に定める通知書により、申請者に通知するものとする。

4 法第21条の5の3第1項若しくは法第24条の2第1項の規定による指定又は法第21条の5の16第1項若しくは法第24条の10第1項の規定による指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定又は指定の更新に係る事業所又は施設の見やすい場所に表示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 法第21条の5の20第3項又は法第24条の13第3項の規定による届出は、事業所の名称及び所在地並びに設置者の住所その他区長が別に定める事項の変更に係るものあっては変更届出書(第3号様式)により、事業の再開に係るものあっては再開届出書(第4号様式)により、それぞれ行うものとする。

2 法第31条の5の20第4項の規定による届出は、廃止・休止届出書(第5号様式)により行うものとする。

(指定の辞退)

第4条 法第24条の14の規定により指定の辞退をする場合は、指定辞退届出書(第6号様式)を区長に届け出るものとする。

(指定の取消し等)

第5条 法第21条の5の24第1項又は法第24条の17の規定による指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止は、区長が別に定める通知書により行うものとする。

(指定、事業の廃止、指定の辞退又は指定の取消しの公示)

第6条 法第21条の5の25又は法第24条の18の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定に係る事業所又は施設の名称及び所在地
- (2) 申請者又は施設の設置者の名称
- (3) 指定、事業の廃止、指定の辞退又は指定の取消しの年月日
- (4) 障害児通所支援又は障害児入所施設の種類

(変更の公示)

第7条 区長は、前条第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、その旨の公示をしなければならない。

2 前項の公示は、前条各号に掲げる事項について行うものとする。この場合において、同条第3号中「指定、事業の廃止、指定の辞退又は指定の取消し」とあるのは、「変更」とする。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第8条 法第21条の5の26第2項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)の規定による届出又は法第21条の5の26第4項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)の規定による法第21条の5の26第2項各号に掲げる区分の変更の届出は、区長が別に定める様式によ

理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤の者でなければならない。

第4条 条例第6条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 嘱託医 1人以上
- (2) 児童指導員 1人以上
- (3) 保育士 1人以上
- (4) 栄養士 1人以上
- (5) 調理員 1人以上
- (6) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第2項の児童指導員及び同項第3号の保育士の総数は、指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上とする。

3 条例第6条第2項に規定する規則で定める基準は、その機能訓練担当職員の数を第1項第2号の児童指導員及び同項第3号の保育士の総数に含めることができることとする。

4 条例第6条第3項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。この場合において、当該員数を第1項第2号の児童指導員及び同項第3号の保育士の総数に含めることができる。

- (1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4人以上
- (2) 機能訓練担当職員 機能訓練を行うために必要な数

5 条例第6条第4項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。この場合において、当該員数を第1項第2号の児童指導員及び同項第3号の保育士の総数に含めることができる。

- (1) 看護職員 1人以上
- (2) 機能訓練担当職員 1人以上

6 前各項(第1項第1号を除く。)に規定する従業者は、専らその指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。

(設備の基準)

第5条 条例第10条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 指導訓練室
 - ア 定員は、おおむね10人とする。
 - イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。
- (2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

(利用定員)

第6条 条例第15条に規定する規則で定める指定児童発達支援事業所の利用定員は、10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所については、利用定員を5人以

上とすることができる。

(便宜に要する費用の内容)

第7条 条例第27条第3項に規定する規則で定める費用は、次に掲げるとおりとし、第1号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

(健康管理)

第8条 条例第35条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われる場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとする。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期健康診断又は臨時の健康診断

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第9条 条例第54条に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業者の従業者の員数が、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業者として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第10条 条例第55条に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。)の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数と共生型児童発達支援を

受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第11条 条例第56条に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第18条において同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。)の数の合計数と共生型生活介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第93条の2に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第162条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)、共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第171条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)、共生型児童発達支援又は共生型放課後等デイサービス(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第18条において同じ。))、

サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第18条において同じ。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等については次の表の左欄に掲げる登録定員に応じて同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等については12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。第18条第4号において同じ。)は、機能を十分に発揮するために必要な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するた

め、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)
第12条 第7条及び第8条の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。(基準該当児童発達支援事業所の従業者の配置の基準)

第13条 条例第58条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位(基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものを一の単位とする。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上
- ア 障害児の数が10人までの場合 2
イ 障害児の数が10人を超える場合 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第1号に掲げる児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(基準該当児童発達支援事業所の利用定員)
第14条 条例第60条に規定する規則で定める基準該当児童発達支援事業所の利用定員は、10人以上とする。

(準用)

第15条 第7条(第1号を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「次に掲げるとおりとし、第1号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする」とあるのは、「次に掲げるとおりとする」と読み替えるものとする。

(指定生活介護事業所に関する特例)
第16条 条例第62条に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護の利用者の数を条例第62条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数と指定生活介護の利用者の数(同条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数を除く。)との合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要な数以上であること。
- (2) 条例第62条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所等に関する特例)
第17条 条例第63条に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積の合計を、条例第63条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数と指定通所介護等の利用者の数(同条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数を除く。)との合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を条例第63条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数と指定通所介護等の利用者の数(同条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数を除く。)との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要な数以上であること。
- (3) 条例第63条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第18条 条例第64条に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。)の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は条例第64条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第87条において準用する条例第64条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス(以下「基準該当生活介護等とみなされる通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録を受けた障害者及び障害児の数とめ合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所

等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と基準該当生活介護等とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等においては次の表の左欄に掲げる登録定員に応じて同表の右欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所においては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数並びに基準該当生活介護等とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数とした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮するために必要な広さを有すること。

(5) 条例第64条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第3章 医療型児童発達支援

(従業者の配置の基準)

第19条 条例第66条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 診療所として必要とされる従業者 診療所として必要な数
 - (2) 児童指導員 1人以上
 - (3) 保育士 1人以上
 - (4) 看護職員 1人以上
 - (5) 理学療法士又は作業療法士 1人以上
 - (6) 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 2 前項各号に掲げる従業者は、専らその指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。

3 条例第66条第2項に規定する規則で定める基準については、前項本文の規定を準用する。

(利用定員)

第20条 条例第70条に規定する規則で定め

る指定医療型児童発達支援事業所の利用定員は、10人以上とする。
(便宜に要する費用の内容)

第21条 条例第71条第3項に規定する規則で定める費用は、次に掲げるとおりとし、第1号に定める費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

(準用)

第22条 第8条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第4章 放課後等デイサービス

(従業者の配置の基準)

第23条 条例第77条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位(指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものを一の単位とする。以下この条において同じ。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上
 - ア 障害児の数が10人までの場合 2
 - イ 障害児の数が10人を超える場合 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 条例第77条第2項に規定する機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合は、当該機能訓練担当職員の数を前項第1号に掲げる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3 条例第77条第3項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医 1人以上
- (2) 看護職員 1人以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1人以上
- (4) 機能訓練担当職員 1人以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上

4 第1項第1号に掲げる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第1項第1号に掲げる児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

6 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤の者でなければならない。

(利用定員)

第24条 条例第80条に規定する規則で定める指定放課後等デイサービス事業所の利用定員は、10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通所させる指定放課後等デイサービス事業所については、利用定員を5人以上とすることができる。

(準用)

第25条 第23条第2項から第4項までの規定は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。

(基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の配置の基準)

第26条 条例第84条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位(基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものを一の単位とする。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上
 - ア 障害児の数が10人までの場合 2
 - イ 障害児の数が10人を超える場合 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第1号に掲げる児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(基準該当児童発達支援事業所の利用定員)

第27条 条例第86条に規定する規則で定める基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員は、10人以上とする。

(準用)

第28条 第16条から第18条までの規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第5章 居宅訪問型児童発達支援

(従業者の配置の基準)

第29条 条例第89条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得した日又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行うとともに、当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行うとともに、当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専らその指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

第6章 保育所等訪問支援

(従業者の配置の基準)

第30条 条例第97条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。
 (1) 訪問支援員 訪問支援を行うために必要な数
 (2) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専らその指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

第7章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の配置の基準に関する特例)

第31条 多機能型事業所(条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第3条第1項及び第2項、第4条第2項、第4項及び第6項、第19条第2項、第23条第1項及び第2項並びに前条第2項の規定の適用については、第3条第1項及び第2項並びに第4条第2項及び第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第19条第2項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第23条第1項及び第2項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、前条第2項中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と読み替えるものとする。

2 条例第101条第2項に規定する規則で定める数は、20とする。

3 第3条第4項及び第23条第4項の規定にかかわらず、条例第101条第2項に規

定する規則で定める基準は、多機能型事業所(条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、1人以上は、常勤の者とするものとする。
 (利用定員に関する特例)

第32条 条例第103条に規定する規則で定める多機能型事業所の利用定員は、次項から第5項までに定めるところによる。

2 多機能型事業所(条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)は、第6条、第20条及び第24条の規定にかかわらず、利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

3 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第6条、第20条及び第24条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合においては、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。

4 第6条、第20条、第24条及び前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通所させる多機能型事業所は、利用定員を5人以上とすることができる。

5 第6条、第20条、第24条及び第3項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合においては、利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第28号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。
 (指定福祉型障害児入所施設の従業者の配置の基準)

第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 嘱託医 1人以上
- (2) 看護職員 ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、そ

れぞれア又はイに定める数

ア 主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上
 イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1人以上

- (3) 児童指導員 1人以上
- (4) 保育士 1人以上
- (5) 栄養士 1人以上
- (6) 調理員 1人以上
- (7) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第3号の児童指導員及び同項第4号の保育士の総数は、次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、おおむね当該数に1を加えた数以上)

(2) 主として盲児(強度の弱視児を含む。)又は主としてろうあ児(強度の難聴児を含む。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児である乳児及び幼児(以下この号、次条第3号及び第8条第2項第2号において「乳幼児」という。)の数を4で除して得た数と障害児(乳幼児である者を除く。)の数を5で除して得た数とを合計して得た数以上(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、おおむね当該合計して得た数に1を加えて得た数以上)

(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上

3 第1項各号(第1号を除く。)に掲げる従業者は、専らその指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第5号の栄養士及び同項第6号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。

4 条例第4条第2項に規定する規則で定める基準については、前項本文の規定を準用する。

(指定福祉型障害児入所施設の居室の基準)

第4条 条例第5条第3項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1の居室の定員は、4人以下とすること。
- (2) 障害児1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、乳幼児のみの1の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。
- (4) 入所している障害児の年齢等に応じ、居室を男子と女子とに区別して設けること。

(指定福祉型障害児入所施設に係る便宜に要する費用の内容)

第5条 条例第21条第3項に規定する規則で定める費用は、次に掲げるとおりとし、第1号に定める費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下この号において「法」という。)第24条の7第1項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条の6第1項に規定する食費等の基準費用額(法第24条の7第2項において準用する法第24条の3第8項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり指定福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第.27条の6第1項に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第6条 条例第24条に規定する金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) その障害児に係る給付金及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「障害児に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- (2) 障害児に係る金銭については、給付金の支給の趣旨に従って用いるとともに、障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (3) 障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に引き渡すこと。

(健康管理)

第7条 条例第31条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われる場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとする。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期健康診断又は臨時の健康診断

(指定医療型障害児入所施設等従業者の配置の基準)

第8条 条例第51条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 病院として必要とされる従業者 病院として必要な数
- (2) 児童指導員 1人以上
- (3) 保育士 1人以上
- (4) 心理指導を担当する職員 1人以上
- (5) 理学療法士又は作業療法士 1人以上
- (6) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第2号の児童指導員及び同項第3号の保育士の総数は、次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 おおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上
- (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 おおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数と障害児(乳幼児である者を除く。)の数を20で除して得た数とを合計して得た数以上

3 第1項各号に掲げる従業者は、専らその指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。

(指定医療型障害児入所施設に係る便宜に要する費用の内容)

第9条 条例第53条第3項に規定する規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日用品費
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの(準用)

第10条 第6条及び第7条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則
世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則(平成7年3月世田谷区規則第38号)の一部を次のように改正する。

第18条第3号中「都市再生推進事業制度要綱「平成12年3月24日建設省都計発第35-2号、経宅発第37-2号、住街発第23号」を「都市防災推進事業制度要綱(平成20年4月1日国都防第76号)に改める。

第23条第2項中「とは」を「は」に、「をいう」を「とする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、区長が別に定めるこ

とができるものとする。

- (1) 条例第40条に規定する場合
- (2) 条例第41条第2項第1号に掲げる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める場合

第11号様式及び第12号様式を次のように改める。
様式省略
附 則

- 1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則による改正前の第11号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。
- 3 この規則による改正後の第12号様式の規定は、施行日以後の建築構想の届出(世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号。以下「条例」という。)第32条第1項に規定する建築構想の届出をいう。以下同じ。)に係る標識「条例第34条第1項に規定する標識をいう。以下同じ。)の設置について適用し、施行日前の建築構想の届出に係る標識の設置については、なお従前の例による。

世田谷区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区建築基準法施行細則(昭和58年3月世田谷区規則第19号)の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。
(維持保全に関する準則の作成等を要する建築物の指定)

第9条 法第8条第2項第2号の規定により指定する建築物は、事務所その他これに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの(5階以上の建築物で延べ面積が2,000平方メートルを超えるもののうち、3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものに限る。)とする。

第11条第1項の表4の項用途の欄中「この表」の次に「及び次項の表」を加え、同条第2項の表1の項(イ)の欄中「又は主階が1階以外の階にあるもので1階以外の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの」を、「主階が1階にないもので床面積の合計が100平方メートルを超えるもの(階数が3以上のものに限る。）」又は地階若しくは3階以上の階にあるもの」に改め、同表2の項から同表4の項までの(イ)の欄中「又は」の次に「地階若しくは」を加え、同表5の項(イ)の欄中「児童福祉施設等」の次に「(告示第1第2項第2号から第9号までに掲げるものに限る。）」を加え、同項(イ)の欄中「又は」の次に「地階若しくは」を加え、同項の次に次のように加える。

5の2	令第115条の3第1号に掲げる児童福祉施設等	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの(平家建てで床面積の合計が500平方メー	昭和58年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31
-----	------------------------	--	-----------------------------

(告示第1第2項第2号から第9号までに掲げるものを除く。)	トル未満のものを除く。)又は3階以上の階にあるもの	日まで
-------------------------------	---------------------------	-----

第11条第2項の表9の項の次に次のように加える。

9の2	高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(告示第1第2項第1号に掲げるものに限る。)	地階又は3階以上の階にあるもの	昭和60年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
-----	---	-----------------	--------------------------------

第11条第2項の表10の項(イ)の欄中「前項」を「9の項」に改め、同表13の項(イ)の欄中「用途」の次に「(11の項(イ)欄に掲げる用途の場合は、階数が5以上で、かつ、延べ面積が1,000平方メートルを超えるものに限る。)」を加え、同表備考第1項を次のように改める。

- この表の(3)欄及び(4)欄において、地階若しくは3階以上の階にあるもの、3階以上の階にあるもの、5階以上の階にあるもの又は地階又は3階以上の階にあるものとは、それぞれ地階若しくは3階以上、3階以上、5階以上又は地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

のをいう。ただし、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のものは、階数が3以上のものに限る。
 第12条第2項中「第8号様式」を「定期調査報告書(第8号2様式)及び定期調査報告概要書(第8号の2様式)」に改め、同条第3項中「報告書」を「定期調査報告書及び定期調査報告概要書」に改め、同条第4項中「第8号の2様式」を「第8号の3様式」に改め、同条第6項中「第8号の3様式」を「建築物再使用届(第8号の4様式)」に改める。
 第14条第2項本文中「法第12条第3項の規定により報告の対象となる特定建築設備等」を「特定建築設備等(令第16条第3項

第2号及び前条第2号に定める防火設備を除く。)」に改め、同項ただし書中「法第12条第3項の規定により報告の対象となる特定建築設備等に係る」を削り、同条第9項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「第2項及び第3項」を「第2項から第4項まで」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「、第9項」を「、第10項」に、「前2項」を「前3項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 特定建築設備等のうち、令第16条第3項第2号及び前条第2号に定める防火設備に係る規則第6条第1項の規定により定める報告の時期は、次の表の(イ)に掲げる用途ごとに、当該防火設備に係る検査済証の交付を受けた日の属する年度の翌年度以降でそれぞれ同表(イ)欄に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、あらかじめその旨を申し出ることにより、同表(イ)欄に掲げる時期以外の時期に報告することができるものとする。

	(イ) 用途	(3) 報告の時期
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場	毎年4月1日から10月31日まで
2	旅館又はホテル	毎年4月1日から11月30日まで。ただし、床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもので3階以上の階にあるものについては、毎年4月1日から10月31日まで
3	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗	毎年4月1日から翌年の1月31日まで。ただし、床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもので3階以上の階にあるものについては、毎年4月1日から10月31日まで
4	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	毎年4月1日から11月30日まで
5	展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は事務所その他これに類するもの	毎年4月1日から翌年の1月31日まで
6	下宿、共同住宅又は寄宿舎	毎年4月1日から9月30日まで
7	第11条第2項の表10の項に掲げる建築物	毎年4月1日から11月30日まで
8	第11条第2項の表12の項に掲げる建築物	毎年4月1日から翌年の1月31日まで
9	第11条第2項の表13の項に掲げる建築物	毎年4月1日から10月31日まで

第14条の3第1項第2号ただし書中「特定建築設備等のうち第13条」を「第13条第1号」に、「もの」を「建築設備」に改め、同条第2項中「規則別記第36号の3様式による」を削る。
 第8号様式第6面中「第67条の2、第67

条の4」を「第66条、第67条の2」に改める。
 第8号の3様式中「電話()」を「電話番号()」に、「㊦」を「㊧」に改め、同様式を第8号の4様式とし、第8号の2様式を第8号の3様式とし、

第8号様式の次に次の1様式を加える。
 様式省略
 第11号様式中「第14条第7項」を「第14条第8項」に、「㊦」を「㊧」に改める。
 第11号の2様式中「第14条第9項」を

「第14条第10項」に「㊦」を「㊧」に改める。

第11号の6様式を次のように改める。

様式省略

第18号様式を次のように改める。

様式省略

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区建築基準法施行細則の規定に基づき作成された様式用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

訓令甲

◎世田谷区訓令甲第16号

庁 中 一 般
総 合 支 所
出 張 所

世田谷区住民基本台帳事務取扱規程(昭和58年10月世田谷区訓令甲第51号)の一部を次のように改正する。

令和元年11月5日

世田谷区長 保坂展人

第2条の次に次の1条を加える。

(除票簿)
第2条の2 除票簿に関する事務は、地域行政部住民記録・戸籍課、総合支所区民課及び出張所において取り扱う。

2 除票は、個人を単位として磁気記録媒体をもって調製し、除票簿を作成する。

第3条の見出し中「附票」の次に「及び戸籍の附票の除票」を加え、同条第1項中「の附票」の次に「及び戸籍の附票の除票」を加え、「以下」を削り、「附票を」を「附票及び附票の除票を」に改め、同条第2項中「附票」の次に「及び戸籍の附票の除票」を加える。

第7条第1項各号列記以外の部分中「次の」を「戸籍の附票の除票に係る」に改め、同項各号を削る。

第8条中「附票」の次に「及び戸籍の附票の除票」を加える。

第10条に次の2項を加える。

2 第2条の2第1項に規定する事務において作成する除票に係る書類は第1号様式(1)(2)(3)(4)に準じて、除票記載事項証明書に係る書類は第2号様式(1)(2)に準じて、それぞれ作成しなければならない。

3 第3条に規定する事務において作成する戸籍の附票の除票に係る書類は、第3号様式(1)(2)(3)に準じて作成しなければならない。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

様式省略

第5号様式(1)中

氏名

を

氏名

に改める。

旧氏

告示

◎世田谷区告示第393号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和元年11月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第394号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月1日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 36-5
2 供用開始の区間 世田谷区野沢一丁目62番13
3 供用開始の区域 延長 7.86メートル 幅員 2.72メートルから 2.80メートルまで 面積 21.69平方メートル
4 供用開始の期日 令和元年11月1日

◎世田谷区告示第395号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和元年11月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号 第2830号
2 指定変更年月日 令和元年10月31日
3 指定変更の位置 世田谷区砧五丁目150番31の一部
4 道路の幅員 4.00メートル
5 道路の延長 19.95メートル(変更後の延長 15.05メートル)
6 申請者氏名 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 藤林 清隆

◎世田谷区告示第396号

道路法(昭和27年法律第180号)第47条第3項の規定に基づき、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、次のとおり車両の通行を制限する。

令和元年11月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名 特別区道

- 2 制限する道路の区間 世田谷区中町一丁目16番先(権蔵橋)
3 制限の内容 車両(総重量9.0トンを超えるものに限る。)の通行の禁止
4 制限年月日 令和元年11月1日
別図省略

◎世田谷区告示第397号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和元年11月5日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区南烏山一丁目101番3地先無番
3 変更の区域 延長 50.69メートル 幅員 0.63メートルから 2.62メートルまで 面積 112.39平方メートル

◎世田谷区告示第398号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和元年11月5日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 22-G253-01
2 一部を廃止する起終点 (旧)世田谷区上北沢二丁目930番1地先無番から930番2地先無番まで (新)世田谷区上北沢二丁目930番1地先無番
3 廃止の期日 令和元年11月5日

◎世田谷区告示第399号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月5日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 21-2
2 変更の区間 世田谷区上北沢三丁目893番96から893番57地先無番まで
3 変更の区域

延長 19.90メートル
幅員 0.05メートルから
0.16メートルまで
面積 2.25平方メートル

4 供用開始の期日
令和元年11月5日

◎世田谷区告示第400号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和元年11月6日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第401号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和元年11月6日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第402号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和元年11月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第2832号
- 2 指定年月日 令和元年11月5日
- 3 指定の位置 世田谷区深沢一丁目25番4の一部、25番8の一部、25番9、25番10の一部及び25番45の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 27.84メートル
- 6 申請者氏名 株式会社パワーディベロップメント
代表取締役 谷崎 憲一

◎世田谷区告示第403号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和元年11月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号 第2833号
- 2 指定変更年月日 令和元年11月6日
- 3 指定変更の位置 世田谷区船橋四丁目431番14の一部、431番20の一部、431番41の一部、431番42の一部及び431番19
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 13.59メートル(変更後の延長 31.1

- 6 申請者氏名 4メートル) 環境ステーション株式会社
代表取締役 後藤 博幸

◎世田谷区告示第404号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和元年11月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第2826号
- 2 指定年月日 令和元年11月6日
- 3 指定の位置 世田谷区野毛一丁目115番29の一部
- 4 道路の幅員 4.20メートル
- 5 道路の延長 34.90メートル
- 6 申請者氏名 豊田 直孝

◎世田谷区告示第405号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の路線を次のように指定し、新たに指定した区管理道路線の区域を決定する。

この関係図面は、令和元年11月8日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 11-G177
- 2 指定する起終点 世田谷区代田二丁目694番17の内から694番3の内まで
- 3 道路の延長 100.76メートル
- 4 道路の幅員 4.00メートルから11.28メートルまで
- 5 道路の面積 615.17平方メートル
- 6 用途 区管理道路

◎世田谷区告示第406号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の路線を次のように指定し、新たに指定した区管理道路線の区域を決定する。

この関係図面は、令和元年11月8日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 11-G178
- 2 指定する起終点 世田谷区代田二丁目688番23の内から692番5の内まで
- 3 道路の延長 103.23メートル

- 4 道路の幅員 0.00メートルから11.06メートルまで
- 5 道路の面積 623.44平方メートル
- 6 用途 区管理道路

◎世田谷区告示第407号

世田谷区身体障害者福祉法の施行に関する規則、世田谷区知的障害者福祉法の施行に関する規則及び世田谷区児童福祉法の施行に関する規則に基づくやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準の一部を改正する告示

世田谷区身体障害者福祉法の施行に関する規則、世田谷区知的障害者福祉法の施行に関する規則及び世田谷区児童福祉法の施行に関する規則に基づくやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準(令和元年7月23日世田谷区告示第170号)の一部を次のように改正する。

令和元年11月11日

世田谷区長 保坂展人

別紙表(7)税額等による階層区分の欄中「A階層を除き当該年度分の市町村民税の」を「A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の」に改め、同表(7)注に次のように加える。

- 7 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、当該措置児童に係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。ただし、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

附則

この告示は、令和元年10月1日以後にやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定について適用する。

◎世田谷区告示第408号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月11日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区大原一丁目1178番16の内
- 3 変更の区域
延長 14.47メートル
幅員 0.14メートルから0.16メートルまで
面積 2.23平方メートル

4 供用開始の期日
令和元年11月11日

◎世田谷区告示第409号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年11月11日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年11月11日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
33-E005-02

2 変更の区間
世田谷区奥沢一丁目35番1の内

3 変更の区域
延長 20.32メートル
幅員 0.96メートルから
1.56メートルまで
面積 24.42平方メートル

4 供用開始の期日
令和元年11月11日

◎世田谷区告示第410号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年11月11日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年11月11日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区若林一丁目12番58の内

3 変更の区域
延長 7.18メートル
幅員 0.48メートルから
0.58メートルまで
面積 3.82平方メートル

4 供用開始の期日
令和元年11月11日

◎世田谷区告示第411号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。
この関係図面は、令和元年11月11日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年11月11日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
21-G095

2 一部を廃止する起終点
(旧)世田谷区世田谷三丁目1044番1地先無番から1044番8地先無番まで
(新)世田谷区世田谷三丁目5000番15

3 廃止の期日
令和元年11月11日

◎世田谷区告示第412号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年11月13日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年11月13日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1

2 変更の区間
(1) 世田谷区松原二丁目696番7の内
(2) 世田谷区松原二丁目696番7の内から696番6の内まで

3 変更の区域
(1) 延長 9.78メートル
幅員 0.20メートルから
0.22メートルまで
面積 2.09平方メートル
(2) 延長 24.52メートル
幅員 0.14メートルから
0.28メートルまで
面積 5.28平方メートル

4 供用開始の期日
令和元年11月13日

◎世田谷区告示第413号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年11月13日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年11月13日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区上馬一丁目555番40の内

3 変更の区域
延長 11.84メートル
幅員 0.22メートルから
0.28メートルまで
面積 2.94平方メートル

4 供用開始の期日
令和元年11月13日

◎世田谷区告示第414号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年11月13日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年11月13日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区上祖師谷三丁目833番4の内

3 変更の区域
延長 5.97メートル

幅員 0.59メートルから
0.60メートルまで
面積 3.62平方メートル

4 供用開始の期日
令和元年11月13日

◎世田谷区告示第415号
介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。
令和元年11月14日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
デイサービスい
つも下北沢の家

2 事業所の所在地
東京都世田谷区
代沢三丁目19番
22号

3 事業者の名称
株式会社ユニバ
ーサル

4 廃止届受理年月日
令和元年10月30
日

5 サービスの種類
地域密着型通所
介護

◎世田谷区告示第416号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年11月14日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年11月14日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区船橋一丁目317番9の内
から317番9地先無番まで

3 変更の区域
延長 10.17メートル
幅員 0.73メートルから
0.80メートルまで
面積 7.91平方メートル

4 供用開始の期日
令和元年11月14日

◎世田谷区告示第417号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。
この関係図面は、令和元年11月14日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年11月14日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
23-G159

2 廃止する起終点
世田谷区船橋一丁目317番9地先無番から318番9地先無番まで

3 廃止の期日
令和元年11月14日

◎世田谷区告示第418号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月14日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
13-D369-02
- 2 変更の区間
世田谷区下馬四丁目20番8の内
- 3 変更の区域
延長 16.41メートル
幅員 0.22メートルから
0.24メートルまで
面積 3.86平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年11月14日

◎世田谷区告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月14日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区成城一丁目61番3の内
(2) 世田谷区成城一丁目61番3の内から61番5まで
- 3 変更の区域
(1) 延長 20.03メートル
幅員 0.18メートル
面積 3.63平方メートル
(2) 延長 20.96メートル
幅員 0.18メートルから
0.36メートルまで
面積 6.46平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年11月14日

◎世田谷区告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月14日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区駒沢一丁目943番10の内
- 3 変更の区域
延長 12.20メートル
幅員 1.08メートル
面積 14.88平方メートル

4 供用開始の期日

令和元年11月14日

◎世田谷区告示第421号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月14日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
32-D549-03
- 2 変更の区間
世田谷区駒沢一丁目943番10の内
- 3 変更の区域
延長 16.26メートル
幅員 0.16メートルから
0.27メートルまで
面積 3.68平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年11月14日

◎世田谷区告示第422号

区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和元年11月15日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
21-Z024
- 2 位置
世田谷区豪徳寺二丁目1083番3地先無番から1068番2地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和元年11月15日

◎世田谷区告示第423号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和元年11月15日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-G295
- 2 指定する起終点
世田谷区豪徳寺二丁目1081番6地先無番から1068番2地先無番まで
- 3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第450号

令和元年第4回世田谷区議会定例会を下記により招集する。

令和元年11月18日

世田谷区長 保坂展人

記

- 1 招集する年月日
令和元年11月26日（火）午後1時
- 2 招集する場所
世田谷区議会議場

◎世田谷区告示第424号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和元年11月18日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第425号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和元年11月18日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月18日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区上馬一丁目535番6の内
- 3 変更の区域
延長 13.96メートル
幅員 0.19メートル
面積 2.72平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年11月18日

◎世田谷区告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月18日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代田六丁目988番28の内
- 3 変更の区域
延長 16.92メートル
幅員 0.09メートルから
0.21メートルまで
面積 2.53平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年11月18日

◎世田谷区告示第428号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区成城七丁目1303番23の内
3 変更の区域 延長 11.48メートル 幅員 0.14メートルから0.15メートルまで 面積 1.70平方メートル
4 供用開始の期日 令和元年11月19日

◎世田谷区告示第429号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区代田二丁目688番48から688番15まで
3 変更の区域 延長 13.44メートル 幅員 0.26メートルから0.27メートルまで 面積 3.59平方メートル
4 供用開始の期日 令和元年11月19日

◎世田谷区告示第430号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年11月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類 東京都市計画生産緑地地区
2 都市計画を定める土地の区域 削除する部分 世田谷区玉堤一丁目、等々力四丁目、用賀一丁目、祖師谷六丁目、千歳台二丁目、千歳台四丁目、宇奈根一丁目、宇奈根二丁目、宇奈根三丁目、岡本二丁目、南鳥山二丁目及び北鳥山九丁目各地内 追加する部分 世田谷区上用賀三丁目、新町一丁目、祖師谷二丁目、千歳台二丁

目、宇奈根一丁目、大蔵一丁目、上祖師谷二丁目、上祖師谷四丁目、上祖師谷五丁目及び鎌田三丁目各地内

削除して追加する部分 世田谷区千歳台二丁目地内 区画整理を実施する部分 世田谷区祖師谷六丁目地内

- 3 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第431号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区奥沢三丁目260番9
3 変更の区域 延長 23.09メートル 幅員 0.01メートルから0.06メートルまで 面積 0.91平方メートル
4 供用開始の期日 令和元年11月19日

◎世田谷区告示第432号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月19日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 38-6
2 変更の区間 世田谷区太子堂一丁目389番100の内
3 変更の区域 延長 16.76メートル 幅員 0.04メートルから0.07メートルまで 面積 0.93平方メートル
4 供用開始の期日 令和元年11月19日

◎世田谷区告示第433号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 18-218

- 2 変更の区間 世田谷区上祖師谷二丁目365番88の内
3 変更の区域 延長 16.18メートル 幅員 0.06メートルから0.12メートルまで 面積 1.18平方メートル
4 供用開始の期日 令和元年11月20日

◎世田谷区告示第434号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 35-1
2 変更の区間 世田谷区羽根木二丁目1831番6の内
3 変更の区域 延長 3.72メートル 幅員 0.18メートル 面積 0.66平方メートル
4 供用開始の期日 令和元年11月20日

◎世田谷区告示第435号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 (1) 41-41 (2) 42-21
2 変更の区間 (1) 世田谷区東玉川一丁目153番60の内から153番58まで (2) 世田谷区東玉川一丁目153番61から153番60の内まで
3 変更の区域 (1) 延長 18.25メートル 幅員 0.23メートルから0.24メートルまで 面積 5.72平方メートル (2) 延長 12.95メートル 幅員 0.20メートルから0.27メートルまで 面積 3.07平方メートル
4 供用開始の期日 令和元年11月20日

◎世田谷区告示第436号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月20日から

15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区千歳台五丁目473番1の内から473番2の内まで
- 3 変更の区域
延長 24.11メートル
幅員 0.18メートルから
0.47メートルまで
面積 4.73平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年11月20日

◎世田谷区告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢四丁目37番11から37番13まで
- 3 変更の区域
延長 15.25メートル
幅員 0.63メートル
面積 9.70平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年11月20日

◎世田谷区告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区船橋三丁目211番25
- 3 変更の区域
延長 6.28メートル
幅員 0.06メートルから
0.10メートルまで
面積 0.53平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年11月20日

◎世田谷区告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月21日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区池尻三丁目390番39から390番11の内まで
- 3 変更の区域
延長 11.08メートル
幅員 0.04メートルから
0.74メートルまで
面積 4.71平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年11月21日

◎世田谷区告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月21日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-13
- 2 変更の区間
世田谷区代沢一丁目88番16の内から88番15の内まで
- 3 変更の区域
延長 10.50メートル
幅員 0.36メートルから
0.41メートルまで
面積 4.08平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年11月21日

◎世田谷区告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月21日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区世田谷二丁目324番2の内
- 3 変更の区域
延長 18.34メートル
幅員 0.55メートルから
0.58メートルまで
面積 10.53平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年11月21日

◎世田谷区告示第442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月21日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代沢一丁目132番1の内
- 3 変更の区域
延長 13.76メートル
幅員 0.65メートルから
0.69メートルまで
面積 9.33平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年11月21日

◎世田谷区告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月21日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤四丁目417番23の内から417番12の内まで
- 3 変更の区域
延長 12.01メートル
幅員 0.17メートルから
0.18メートルまで
面積 2.17平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年11月21日

◎世田谷区告示第444号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和元年11月21日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-G044
- 2 変更の区間
世田谷区北沢三丁目548番2の内
- 3 変更の区域
延長 0.20メートル
幅員 0.57メートル
面積 0.11平方メートル

◎世田谷区告示第445号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月21日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号

11-G044
 2 変更の区間
 世田谷区北沢三丁目548番2の内
 3 変更の区域
 延長 5.01メートル
 幅員 0.57メートル
 面積 2.88平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和元年11月21日

◎世田谷区告示第446号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和元年11月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和元年11月25日
 世田谷区長 保坂展人
 1 認定番号
 41-21
 2 変更の区間
 世田谷区深沢三丁目6番490の内から6番489の内まで
 3 変更の区域
 延長 5.83メートル
 幅員 0.04メートル
 面積 0.26平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和元年11月25日

◎世田谷区告示第447号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和元年11月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和元年11月25日
 世田谷区長 保坂展人
 1 指定番号
 13-D248-10
 2 変更の区間
 世田谷区池尻二丁目139番3の内
 3 変更の区域
 延長 10.01メートル
 幅員 0.57メートルから0.70メートルまで
 面積 6.38平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和元年11月25日

◎世田谷区告示第448号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和元年11月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和元年11月25日
 世田谷区長 保坂展人
 1 指定番号
 (1) 21-D290-09
 (2) 21-G013

2 変更の区間
 (1) 世田谷区梅丘一丁目1994番13から1994番4まで
 (2) 世田谷区梅丘一丁目1994番14から1994番5まで
 3 変更の区域
 (1) 延長 20.76メートル
 幅員 0.08メートルから0.19メートルまで
 面積 2.86平方メートル
 (2) 延長 19.22メートル
 幅員 0.65メートルから1.20メートルまで
 面積 13.54平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和元年11月25日

◎世田谷区告示第449号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和元年11月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和元年11月25日
 世田谷区長 保坂展人
 1 認定番号
 28-1
 2 変更の区間
 世田谷区北沢五丁目838番26の内
 3 変更の区域
 延長 17.37メートル
 幅員 0.23メートルから0.31メートルまで
 面積 4.80平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和元年11月25日

◎世田谷区告示第451号
 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。
 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。
 令和元年11月26日
 世田谷区長 保坂展人
 1 指定取消番号 第2835号
 2 指定取消年月日 令和元年11月25日
 3 指定取消の位置 世田谷区羽根木一丁目178番14の一部
 4 道路の幅員 4.00メートル
 5 道路の延長 17.21メートル
 6 申請者氏名 株式会社サンセイランディック
 代表取締役 松崎隆司

◎世田谷区告示第452号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和元年11月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和元年11月26日

世田谷区長 保坂展人
 1 認定番号
 28-1
 2 変更の区間
 世田谷区大原一丁目1139番67の内から1139番16の内まで
 3 変更の区域
 延長 19.28メートル
 幅員 0.63メートルから0.65メートルまで
 面積 12.33平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和元年11月26日

◎世田谷区告示第453号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和元年11月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和元年11月26日
 世田谷区長 保坂展人
 1 指定番号
 23-G048
 2 変更の区間
 世田谷区経堂五丁目807番13の内
 3 変更の区域
 延長 12.47メートル
 幅員 0.60メートル
 面積 7.74平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和元年11月26日

◎世田谷区告示第454号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和元年11月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和元年11月26日
 世田谷区長 保坂展人
 1 指定番号
 11-D226-02
 2 変更の区間
 世田谷区代沢五丁目1192番10から1192番9まで
 3 変更の区域
 延長 6.52メートル
 幅員 0.22メートルから0.23メートルまで
 面積 1.48平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和元年11月26日

◎世田谷区告示第455号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。
 令和元年11月27日
 世田谷区長 保坂展人
 1 事業所の名称 villa CO

世田谷区公報

2	事業所の所在地	CORO 東京都世田谷区宇奈根一丁目39番7号アルファフラックB棟01号室
3	事業者の名称	有限会社ブレスアスオール
4	指定年月日	令和元年12月1日
5	サービスの種類	地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第456号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和元年11月27日

世田谷区長 保坂展人

1	事業所の名称	ひばりデイサービス久我山
2	事業所の所在地	東京都世田谷区北烏山二丁目2番19号
3	事業者の名称	シマダリビングパートナーズ株式会社
4	指定年月日	令和元年12月1日
5	サービスの種類	地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第457号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和元年11月27日

世田谷区長 保坂展人

1	事業所の名称	リハビリデイルームやわら
2	事業所の所在地	東京都世田谷区北烏山七丁目30番25号
3	事業者の名称	株式会社インターメディアケア
4	指定年月日	令和元年12月1日
5	サービスの種類	地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第458号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和元年11月27日

世田谷区長 保坂展人

1	指定変更番号	第2834号
2	指定変更年月日	令和元年11月26日
3	指定変更の位置	世田谷区松原一丁目97番3の一部
4	道路の幅員	0.52メートルから0.60メートルまで
5	道路の延長	8.53メートル
6	申請者氏名	岩井 壽生

◎世田谷区告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月28日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月28日

世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	35-30
2	変更の区間	世田谷区代沢二丁目244番6の内
3	変更の区域	延長 10.83メートル 幅員 0.19メートルから0.21メートルまで 面積 2.21平方メートル
4	供用開始の期日	令和元年11月28日

◎世田谷区告示第460号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示する。

令和元年11月28日

世田谷区長 保坂展人

1	事業所の名称	認知症対応型共用デイあかり
2	事業所の所在地	東京都世田谷区千歳台三丁目26番15号
3	事業者の名称	社会福祉法人櫻灯会
4	指定年月日	令和元年12月1日
5	サービスの種類	認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

◎世田谷区告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月28日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月28日

世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	28-1
2	変更の区間	世田谷区代沢二丁目109番24の内
3	変更の区域	延長 3.88メートル 幅員 0.62メートルから0.63メートルまで 面積 2.45平方メートル
4	供用開始の期日	令和元年11月28日

◎世田谷区告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条

第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和元年11月28日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月28日

世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	28-1
2	変更の区間	世田谷区代沢二丁目109番24の内
3	変更の区域	延長 0.12メートル 幅員 0.62メートル 面積 0.07平方メートル

◎世田谷区告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月28日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月28日

世田谷区長 保坂展人

1	認定番号	28-1
2	変更の区間	世田谷区船橋三丁目211番24
3	変更の区域	延長 6.22メートル 幅員 0.10メートルから0.12メートルまで 面積 0.71平方メートル
4	供用開始の期日	令和元年11月28日

◎世田谷区告示第464号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和元年11月29日

世田谷区長 保坂展人

1	指定取消番号	第2837号
2	指定取消年月日	令和元年11月28日
3	指定取消の位置	世田谷区等々力八丁目64番7の一部
4	道路の幅員	4.00メートル
5	道路の延長	34.00メートル
6	申請者氏名	三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 藤林 清隆

◎世田谷区告示第465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年11月29日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理

課において一般の縦覧に供する。
 令和元年11月29日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区船橋三丁目206番16
- 3 変更の区域
延長 44.05メートル
幅員 0.25メートルから
0.30メートルまで
面積 12.91平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年11月29日

公 告

◎世田谷区公告第40号
 国土調査法による地図及び簿冊の作成公告
 世田谷区宇奈根三丁目、世田谷三丁目及び大蔵四丁目の各一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。
 なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の縦覧に供する。
 令和元年11月11日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 地図及び簿冊の名称
 (1) 世田谷区宇奈根三丁目の一部 地籍図（その1）
 世田谷区宇奈根三丁目の一部 地籍簿（その1）
 (2) 世田谷区世田谷三丁目の一部 地籍図（その2）
 世田谷区世田谷三丁目の一部 地籍簿（その2）
 世田谷区大蔵四丁目の一部 地籍図（その3）
 世田谷区大蔵四丁目の一部 地籍簿（その3）
- 2 地図は、平成30年10月に測量、簿冊は、同年11月1日現在の状況により調査して作成したものである。
- 3 縦覧期間
令和元年11月11日から同年12月1日まで
- 4 縦覧場所及び縦覧時間
 (1) 世田谷区立宇奈根地区会館1階ホー

ル（宇奈根三丁目）
 午前10時から午後4時までの間とする。
 (2) 世田谷区役所第1庁舎4階道路管理課（世田谷三丁目及び大蔵四丁目 縦覧期間のうち平日に限る。）
 午前10時から午後4時までの間とする。
 世田谷区役所第1庁舎1階北口（世田谷三丁目及び大蔵四丁目 縦覧期間のうち日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）に限る。）
 午前10時から午後4時までの間とする。
 5 縦覧の結果、誤り等があると認められた場合は、上記の縦覧期間内に、世田谷区長に対し訂正の申し出をすることができる。

◎世田谷区公告第41号
 開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和元年11月11日
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区野毛二丁目157番1 157番4の一部 157番9 158番2	東京都世田谷区野毛二丁目13番13号 原 幸子

◎世田谷区公告第42号
 開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和元年11月20日
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
----------------------	------------------

東京都世田谷区松原六丁目286番8 286番8先無番 286番9	東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区長 保坂展人
--	-----------------------------------

◎世田谷区公告第43号
 開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和元年11月21日
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区喜多見九丁目2084番2 2084番9 2084番10 2084番11 2084番12 2084番13 2084番14 2084番15 2084番16	東京都杉並区西荻北二丁目1番11号 株式会社三栄建築設計 代表取締役 小池信三

規 則（教）

次に掲げる規則を公布する。
 令和元年11月29日
 世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第16号
 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則
 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則（令和元年10月世田谷区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。
 別表第1に次のように加える。

教育相談員	1 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。 2 区立の幼稚園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。
伝統工芸指導員	伝統工芸（紙すき、木工及び陶芸をいう。）の指導等に関すること。
河口湖林間学園管理補助員	1 河口湖林間学園の管理補助に関すること。 2 河口湖移動教室等の運営補助に関すること。 3 前2号に掲げるもののほか、委員会が河口湖林間学園の管理運営上必要と認めたこと。
学校給食栄養管理嘱託員	1 区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に必要な計画の作成及び学校給食の指導に関すること。 2 区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に必要な献立の作成、栄養の管理並びに安全及び衛生管理に関すること。 3 区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に必要な物資の発注及び管理に関すること。

学校給食栄養管理嘱託員 (指導員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 区立の小・中学校及び学校給食調理場等における巡回及び学校給食の調理作業状況等についての指導に関する事。 2 栄養教諭又は学校栄養職員の指導及び育成に関する事。 3 参考となる献立の作成に関する事。 4 栄養教諭又は学校栄養職員が一時的に不在となっている区立の小・中学校及び学校給食調理場等における学校給食の実施に係る支援に関する事。 5 区立の小・中学校及び学校給食調理場等における安全及び衛生管理に係る助言に関する事。
就学相談員	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼児、児童及び生徒の就学上の相談に関する事。 2 前号に掲げるもののほか、委員会が就学相談活動上必要と認めた事。
特別支援学級支援員	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別支援学級の児童及び生徒の安全管理に関する事。 2 特別支援学級の教育活動上必要な援助に関する事。 3 特別支援学級の生活指導上必要な援助に関する事。 4 前3号に掲げるもののほか、委員会が学校運営上必要と認めた事。
図書館嘱託員	図書等の貸出し及び整理業務等の図書館業務に関する事。
図書館業務員	図書等の整理業務等の図書館業務の補助に関する事。
図書館業務員 (障害)	団体貸出センターの業務の補助に関する事。

別表第2に次のように加える。

教育相談員	別表第1に掲げる教育相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
伝統工芸指導員	別表第1に掲げる伝統工芸指導員の職務を遂行するために必要な識見、能力及び技能を有すると認められる者
河口湖林間学園管理補助員	<ol style="list-style-type: none"> 1 別表第1に掲げる河口湖林間学園管理補助員の職務を遂行するために必要な識見、能力及び技能を有すると認められる者 2 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第84条第2項に規定する第一種免許を所持している者
学校給食栄養管理嘱託員	栄養士法 (昭和22年法律第245号) 第4条第2項に規定する栄養士免許証 (以下「栄養士免許証」という。) を有する者
学校給食栄養管理嘱託員 (指導員)	栄養士免許証を有する者
就学相談員	別表第1に掲げる就学相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
特別支援学級支援員	別表第1に掲げる特別支援学級支援員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
図書館嘱託員	別表第1に掲げる図書館嘱託員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
図書館業務員	別表第1に掲げる図書館業務員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
図書館業務員 (障害)	別表第1に掲げる図書館業務員 (障害) の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和元年11月29日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第17号

幼稚園教育職員の勤労手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤労手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 幼稚園教育職員の勤労手当に関する規則 (平成12年3月世田谷区教育委員会規則第18号) の一部を次のように改正

する。

第4条第1項第1号中「100分の95」を「100分の110」に、「100分の115」を「100分の130」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の55」に、「100分の55」を「100分の65」に改める。

第2条 幼稚園教育職員の勤労手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の130」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の55」を「100分の50」に、「100分の65」を「100分の60」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第52号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第22条第1項の規定により令和元年12月1日現在における選挙人名簿の登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令 (昭和25年政令第89号) 第14条第1項の規定により告示する。

令和元年11月19日

世田谷区選挙管理委員会

登録を行う日 令和元年12月2日

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第11号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第28回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和元年11月15日

世田谷区農業委員会会長

高橋昌規

- 1 開催日時 令和元年11月22日（金）
午後3時
- 2 開催場所 世田谷区役所三軒茶屋分庁舎5階会議室
- 3 審議事項
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について

告 示（監）

◎世田谷区監査委員告示第30号

住民監査請求に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和元年11月13日

世田谷区監査委員 萩原賢一
同 阿部能章
同 山口裕久
同 津上仁志

する財務会計上の財産管理行為には当たらない」(最高裁判所昭和62年(行ツ)第2号平成2年4月12日第一小法廷判決)と判断しており、この判例に照らしみると、請求人の主張に係る既存設備の撤去や樹木の伐採等は、財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為に当たるとは認められない。

上記の主張のほか、本件請求においては、財務会計上の行為の違法性又は不当性について客観的な事実の言及があるとは認められないこと、主張内容のほとんどが当該公園の改修事業の内容に関するものであること、「住民の合意形成不全と予算情報公開が不十分」であることから本件請求をする旨の記載があること、求める措置の内容が情報の公開と工事の差止めであること等を総合的に判断すると、請求人が違法又は不当と主張する請求の対象は、当該公園の改修事業そのものであり、その核心は、当該公園の改修事業の内容の当否を争うものとして解される。

そうすると、本件請求は、形式的には財産の管理等を問題としつつも、実際は、当該公園の改修事業そのものに対する異議であると認められ、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件である財務会計上の行為の違法性又は不当性を問うものとは認められない。

よって、本件請求については、法第242条第1項に規定する要件を欠くものであり、却下が相当である。

31世監第148号
令和元年11月7日

- A 様
- B 様
- C 様
- D 様
- E 様
- F 様
- G 様
- H 様

世田谷区監査委員 萩原 賢一 兼 萩原 久志
同 阿部 裕久
同 山口 裕久
同 津上 仁志

住民監査請求について (通知)

令和元年10月16日付け31世監第140号で受け付けた住民監査請求については、下記の理由により、却下することに決定したので通知します。

記

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項は、当該地方公共団体の執行機関又は職員又は違法若しくは不当な公金の支出、契約の締結等の財務会計上の行為があるときに、当該地方公共団体の住民が監査委員に監査を請求できるとするものである。したがって、その対象となる行為は、当該地方公共団体に財産的損失を与え又は与えるおそれのある違法若しくは不当な財務会計上の行為に限られるものであり、住民監査請求の請求人は、住民監査請求の対象とする財務会計上の行為が、なぜ違法又は不当であるのか、その理由及び事実を具体的に示さなければならないとされている。

本件請求において、請求人は、世田谷区立こどもひろば公園の改修に伴う既存設備の撤去や樹木の伐採等を不当な財産の管理行為であると主張している。しかし、最高裁判所は、市職員が行った道路建設に向けた市有林の樹木の伐採等の行為について、「道路整備計画の円滑な遂行・実現を図るという道路建設行政の見地からする道路行政担当者としての行為(判断)であって、本件土地の森林(保安林)としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的と

2019年10月15日
世田谷区長補選請求書
世田谷区監査委員各位殿

先般、『世田谷区立区立こどものひろば公園第1期改修工事について』のポースティングがありました。

世田谷区緑地公園課が配布した1枚の工事計画書の裏表には、開伐を行う1本ごとの配置を含む詳細な公園内の大樹一覧の記載がありません。

(我々は、かねてより世田谷区緑地公園課に、管理する大樹リストの作成を請求しております。

公園内の大樹を含め世田谷区では樹木を資産台帳等で管理していると考えております。)

けれども、一切の情報開示を拒む姿勢は、不適切な資産管理に感じると考え、情報開示を要求致します。

また、老朽木以外でも伐採予定があり、その理由を示した計画書の情報開示を、工事現場の外囲いの掲示版でなく、

文書による正式な回答で要求致します。

そもそも改修に関し、区長殿、公園課長殿と文書交換を2018年9月9日から行って参りましたが、工事自体の必要性に以下の疑問が生じたので、住民監査請求をいたします。

①公園緑地課は、2019年9月24日、突然、第一期工事予定箇所を外囲いをし、同日に工事の内容、予算、工期予定を示す告示版を外囲いに固定するという手段により、区民との話し合いを打ち切りました。

事前の工事計画書配布は一部住民に行われ、工事内容を具体的に示さず、発行日は9月吉日となっており、工事期間も令和元年9月下旬～令和2年3月中旬(予定)で、長期にわたって公園を使用できなくなります。

公園緑地課の外囲いにぶら下がる掲示版で公示文書の不足は補われたものの、区民の財産である公園を共に考えようという姿勢が著しく欠けております。

公園内における工事の公示規定は、「工事開始日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すべき等」

の条項があると考えましたが、見当たりません。

②公園緑地課の説明は、当初公園50周年記念事業として施設の一新計画で始まり、その後老朽化対策に説明の力点が移されました。施設改修より遊具の新設、図書館前トイレ撤去、不要と思える南側入口のスロープ設置、直径50センチ以上の大木伐採がメインのようです。

一連の工事は、現存のトイレ、遊具の改修、樹木の切り詰め、大樹に土を入れた根上がり対策で済むところを、第一期工事に一億四千三百五十五万円の予算を投入、さらに現存する設備の撤去や不要な樹木の伐採は、区民財産を不当に没し、不適切な資産管理に相当すると考えます。

図書館前の常設トイレ撤去、川の公園のトイレ新設、公園南口のスロープ工事、現存の遊具撤去と新しい遊具の購入設置費用等の見積りの公開を請求致します。

③隣接する世田谷公園は4年の歳月と三億六千万円をかけて昭和49年に改修されておりますが、他方、子供の広場公園改修は三期に渡る予定といわれています。

全体でいくらの予算でしょうか。詳細を知らされたいと思っております。

唯一明らかかな情報は、図書館前トイレを撤去して図書館内トイレを兼用して欲しいという公園課の主張です。

図書館前のトイレを撤去する代わりに、隣接するいわゆる川の公園にトイレを新設する予定があるの図書館内のトイレを共同利用して欲しいというのが根拠です。

我々が図書館前のトイレ撤去反対の申し入れを公園緑地課に行った後、向トイレ利用状況アンケート実施データが後出しじやんげんのように開示されました。

しかし、肝心の聞き取り調査日、対象となる母数が不明でした。

そもそも公園緑地課の子供の広場公園対応に不信を抱いたのは、公園のベンチ撤去が始まりました。

夜間に喫煙、飲酒がベンチ付近に絶えないのでベンチを撤去すると主張し、婦人子供やお年寄りに必要なベンチは撤去しないで欲しいという我々の申し入れを受けて、同数のベンチが回復したという経緯がありました。

(必要なら、ベンチに貼られた撤去のお知らせピラの飛出も可能ですが。)公園内の遊具ですが、老朽化という理由は施設の管理不行き届きにつながる問題でもあります。

遊具の中で人気の高い立体迷路は鉄とコンクリートの塊で、老朽化しにくいものですが、

その他多くの遊具も、ベンキを張り替えることで対応可能なものばかりです。ご監査ください。財産管理が適切に行われたかも含めてご検討ください。

④子供の広場公園の土地は国有地を無償貸与されているものです。無償貸与は災害対策上の責任を負い、野球場前のマンホールトイレも現存の2倍以上の備えが必要でしょう。

公園の周囲には7、8本の電柱があり、台風倒木による停電の原因になりかねない大樹を切るのではなく、

公園周囲の電線埋設事業を東京都と共に進めるためにお金を使って欲しいと考えます。

図書館前常設トイレを撤去して図書館内トイレを共同利用するのは無理がありません。

閉館時や休日があり、小さいお子さんをはじめとするトイレの利用者は限り、図書館内の静寂も保てなくなるでしょう。

図書館前のトイレが老朽化したから撤去するのではなく、既存する上下水道を利用し、トイレ建物と便器を、ふるさと納税を含む「図書館前のトイレ券金」を住民が公園緑地課に提案して断られました。

理由は120万円程かかり、維持費を負担する予算がないということでした。

公園の遊具を新設できてもトイレを改修する費用が無いという公園緑地課の主張について監事事務所各位にお考え頂きたいと思います。

図書館内トイレの共同利用に固執するならば、公園南側出口のストロープ工事も不要となるでしょう。

図書館前ストロープの共同利用で済むからです。

遊具新設も、新しい遊具やアトラクションを子供たちに提供したいという主旨は理解できますが、

公園緑地課職員が学童の希望する遊具アンダーラックへ出張し、お母さま方のひんしゅくをかいました。遊具を利用する子供たちの顔ぶれは4、5年毎に変わります。

むしろ堅牢な立体迷路の塗装をなおし、壊れかけた木製砦を子供たちと一緒に補修してくれる大工さん、ペンキ屋さんには予算を付けてはいかがでしょうか。

⑤図書館前常設トイレ撤去、無用な大樹伐採、共同利用を無視した新ストロープ工事、使用可能な遊具数々の放棄に伴う新設遊具予算の無駄使いは、区民の財産を奪う行為に等しく、不適切です。

⑥請求事項をまとめます。

⑦世田谷区緑地公園課に、区全域と子供の広場公園内の管理する大樹リストの作成及び公開を請求します。

⑧子供の広場公園改修は三期に渡るといわれますが、図書館前の常設トイレ撤去、川の公園のトイレ新設、公園南口のストロープ工事、現存の遊具撤去と新しい遊具の購入設置費用等のお見積りの公開を請求致します。全体でいくらの予算でしょうか。

公園を使用する住民の合意形成不全と予算情報公開が不十分のままに開始された工事の差し止めと住民懸念請求を希望致します。

下馬2丁目の住環境を守る会

- 世田谷区 A ㊦
- 世田谷区 B ㊦
- 世田谷区 C ㊦
- 世田谷区 D ㊦
- 世田谷区 E ㊦
- 世田谷区 F ㊦
- 世田谷区 G ㊦
- 世田谷区 H ㊦

以上、原文のまま掲載した。ただし、請求人の住所は省略し、氏名は仮名とした。

正 誤

令和元年11月20日 (第704号) の世田谷区告示第386号に印刷誤りがあった。

正 世田谷区南烏山
誤 世田谷区南烏山